

会

議

午前10時 0分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

#### 諸般の報告

議長（増田 清君） ここで、報告事項を申し上げます。

昨日までに受理いたしました陳情書の写しを配付してありますので、ご覧ください。

#### 一般質問

議長（増田 清君） それでは、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位4番。1、子育て支援と子どもの安全について。2、下田市における地上デジタル化への対応について。3、ワーキングホリデー事業の導入について。

以上3件について、8番 土屋 忍君。

〔8番 土屋 忍君登壇〕

8番（土屋 忍君） おはようございます。

今日は土屋デーということなものですから、一番初めに公明党、土屋 忍、一般質問をさせていただきます。

まず第1点に、子育て支援及び子どもの安全対策について、何点が質問をさせていただきます。

まず第1点目に、妊婦無料健診の拡大についてでございます。公費による妊婦の無料健診、これは市町村が実施主体となっておりますが、この回数は現在、全国平均で 2.14回。これは平成16年度の実績でございますが、こういうふうになっております。費用は地方交付税措置ですけれども、従来、国の予算に計上されてきた妊産婦健診費用の助成は、おおむね2回分というふうになっておりまして、およそ130億円が財政措置をされてきております。公費負担の回数や給付の方法などは、実施主体である市区町村が決めております。

調査では、トップが秋田県で10回、次に福島県が5.8回、石川県は5回と続き、国の助成を上回って実施している市町村も少なくありません。少ないところでは大阪府が1.2回、兵

庫県が 1.4回、奈良県では 1.6回というふうになっておりまして、これは近畿地方に固まっているという状況でございます。

妊婦健康診査については、母子保健法第 13条において、市町村は必要に応じ、妊産婦または乳児、もしくは幼児に対して健康診査を行い、または健康診査を受けることを奨励しなければならないとなっております。平成 8 年 11月 20日付の局長通達において、受診することが望ましい健診回数というのが発表されておりまして、まず第 1 点目の、妊娠初期より妊娠 23 週、これは第 6 月になりますけれども、ここの期間で 4 週間に 1 回。次の時期としましては妊娠の 24 週から、これは第 7 月目からですね、妊娠 35 週、これ第 9 月までですけれども、この期間には 2 週間に 1 回。それから妊娠の 36 週、第 10 月以降、これが分娩までには 1 週間に 1 回というふうになっております。これに沿って受診した場合には、受診 回数は 14 回程度になります。妊産婦健診は内容にもよりますが、1 回が 5,000 円から 7,000 円程度はかかるというふうに聞いております。14 回受診しますと、およそ 10 万円近くが必要となるわけでございます。保険適用外のために、若いご夫婦の家庭には、出産までかなりの経済的負担になっております。

ちょっと例を申し上げますけれども、愛知県大府市では、今年 4 月より妊産婦無料健診を、従来の 3 回から 15 回に増やし、妊婦には、従来より 11 回増の 14 回、産婦には、新たに 1 回分を公費負担したようでございます。また福島県会津若松市では、この 8 月 1 日より第 1 子、第 2 子は 5 回まで、第 3 子以降は 2 回から 15 回へ大幅に拡充したとのことであります。また徳島県吉野川市では、この 4 月より 2 回を 5 回に増やしているようであります。公費負担による回数増加は、確実に少子化対策につながるというふうに喜ばれているとのことでございます。

妊産婦健診への公費負担は、少子化対策に充てる地方交付税の配分を受けて、各市町村が実施するわけですけれども、国の 2007 年度予算における配分額は、2006 年度の 330 億円から 700 億円に倍増されております。この財源強化に伴い、公費負担の回数も 5 回程度に増やすことが望ましいという通達が、厚生労働省から出されていると聞いております。また、調べたところによりますと、今年度中に公費負担回数を増やす市町村が 23.7%、来年度増やす方向で検討中の市町村が 59%、残りの 17.7% は増やす予定がないのだそうでございます。下田市の今の現状と今後の対応について、市長の考えを聞かせていただきたいというふうに思います。

次に、関連して 5 歳児健診の推進について述べさせていただきます。

現在、乳幼児健康診査は、母子保健法第 1 条及び第 13 条の規定により、市町村が乳幼児に対して行っています。現在、健康診査の実施の対象年齢は 0 歳、1 歳半、3 歳となっており、その後は就学前健診を行うというふうになっております。

実は、3 歳児健診から就学前健診までの、この期間の開き過ぎは、特に近年増加している発達障害にとって重要な意味を持っております。なぜなら発達障害は早期発見、早期治療の開始が重要で、5 歳程度になると健診で見ることができるのですが、就学前では健診の機会がなく、ようやく就学前健診で見られるというのでは遅いというふうに言われております。発達障害は、対応が遅れるとそれだけ症状が進むと言われております。また、就学前健診で見られても、親がその事実を受け入れるのに時間がかかって、適切な対応、また対策を講じることがなく子供の就学を迎えるために、状況を悪化させてしまうという現状があるわけでございます。

厚生労働省による平成 18 年度研究報告によりますと、鳥取県の 5 歳児健診では 9.3%、栃木県では 8.2% もの児童が、発達障害の疑いがあると診断されたものの、こうした児童の半数以上は、3 歳児健診では何ら発達上の問題は指摘されていませんでした。報告書の結論として、現行の健診体制では十分に対応できないというふうに言っております。

模範的な取り組みといたしましては、鳥取県、栃木県が全国に先駆け、全市町村において 5 歳児健診を実施しているということでございます。また、健診の内容には違いはあるものの、長野県駒ヶ根市、香川県東かがわ市と三木町、鳥取県米子市、静岡県では御前崎市、熊本県城南町などが本格的に導入を始めております。下田市におきましても、財政的には厳しい中ではあると思っておりますけれども、早期発見が多くの子供たちを救うため、5 歳児健診の導入の推進を検討していただきたいというふうに思いますが、この件につきましても、市長の見解をお伺いしたいというふうに思います。

3 点目でございます。

子どもの安全対策ということについて質問をさせていただきます。

先日も報道されていたようにございますけれども、運動場のライン引きなどに使用されている消石灰、これは水酸化カルシウムだそうですけれども、これが子供の目に入る事故が、過去 2 年半に 50 件以上起きていることが、日本眼科医会の調査でわかったということであり、後遺症のケースも報告され、事態を重く見た文部科学省は、安全性の高い炭酸カルシウムの石灰にかえるよう求める、初の通知を出したとのことでございます。消石灰は強アルカリ性で、目に入ると強い刺激で角膜や結膜を傷つけ、後遺症が残ったり失明に至ったりす

ることがあるらしいということでございます。

日本眼科医会が9月、全国の4都道府県の支部を通じて実施した調査によりますと、6割に当たる29支部で、地域内の学校で消石灰が使われている。また、うち18支部で過去2年間に、子供の目に入るなどの事故が計5件起きていたということでございます。この原因は、風によるものが10件、風で飛んだということですね。ラインカーの横転と、石灰の袋からラインカーに移しかえるときに起きたというのが5件、ふざけていた、遊んでということが4件だったとの調査結果であります。ただ、この水酸化カルシウムを安全性の高い炭酸カルシウムになかなかかえられない理由に、値段が高いというのがあるということでございます。下田市の教育現場での現状とその対応について、お伺いをしたいと思います。

大項目の2つ目で、下田市における地上デジタル放送への対応についてを質問させていただきます。

最近、地デジ地デジと、テレビなどでも頻繁に聞くようになった言葉でございますけれども、今までは家庭でテレビを見るのに、有線テレビ会社にお金を支払ってテレビの線を引き込んで、それをテレビに接続して見るというのが一般的でございます。そのほかには、例えば下田でいえば高根山とか、稲梓の加増野でUHFの電波を出しているわけです。また海岸方面では、新島から出している電波を、UHFのアンテナを自分の家につけて、それを接続してUHF放送を見るというのが一般的ではないかと思えます。

この電波というのは、地上波ではアナログ方式でございます。このアナログ方式の電波が2011年7月24日で終了するというふうになっております。これがすべてデジタル方式の電波にかわるということでございます。

それでは、なぜデジタルにかえなければならないかということでございますけれども、通信や放送などに使える電波というのは無限ではございません。ある一定の周波数に限られていまして、現在の日本では使用できる周波数に余裕がなく、過密に使用されております。デジタルテレビ放送では、大幅にチャンネルを減らすことができます。あいた周波数の他の用途への有効利用が可能になるわけでございます。

また、地上デジタルテレビ放送は、1998年にイギリスで最初に開始されました。現在ではアメリカ、ドイツ、イタリアなど、またアジアでは、韓国、中国、ベトナムなど、世界の20以上の国と地域で放送されております。デジタル放送は世界の潮流となりつつあるわけでございます。

地デジは、私たちにどのようなメリットがあるのかと申しますと、地上デジタルではデジ

タルハイビジョンの高画質、また高音質番組に加えて双方向サービス、または高齢者や障害のある方に優しいサービス、また暮らしに役立つ地域情報などが提供されます。これはBS放送などを見ている方は同じような形になるということでございます。また、携帯電話や移動体向けの、よく言われるワンセグサービスというの、現に既に開始をされております。

ここで一番問題になるのは、今後の対応であります。下田においては、電波がデジタルにかわっても、それまでに有線テレビ会社は、ほとんどそのままの設備で受信ができるように、そのような体制を整えてくれると思いますけれども、また高根山や加増野から出ている電波は、この12月にデジタルの電波を出すと。現実には試験電波なのか私も調べましたら、加増野でも高根山でも既に出しておりました。

しかし、それぞれの家庭では一番お金がかかる問題ですけれども、それに対応したテレビに買いかえるか、現在のテレビを利用するには、デジタル対応のチューナーというものが必要になるわけでございます。

ここまでデジタルのことについて、いろいろとくどくど申しましたけれども、ここでちょっと市長に質問でございます。下田市の公共施設においては、およそ100台を超えるテレビがあるというふうに聞いております。公共の施設の中でございます。ほとんどが旧型のテレビであるというふうに考えております。100台の家電、これを買いかえる場合の話でございますけれども、およそ100台の家電のリサイクル料金というのは、運搬費を別にいたしましても、2,835円に100を掛けますとおおよそ28万円。このテレビを買いかえた場合の話でございますけれども、10万円のテレビといたしましても、やはり1,000万円、このお金が必要になってくるわけでございます。デジタルチューナーで対応するというふうに考えたといたしましても、チューナーを接続いたしましても、デジタルチューナーの電源を入れ、それをテレビに接続してテレビの電源を入れて、一般的にはビデオチャンネルに切りかえて、そして見るというふうに、毎日見るに当たっては少し面倒な操作が必要になるわけでございます。

ちなみに、私も議員の応接室を見ましたけれども、こういうふうに手でやるテレビ、なかなか下田にも珍しくなってきたと思いますけれども、あのテレビではビデオチューナーというのがついておりませんもんで、ああいう形のテレビを持っているところは少ないと思いますけれども、あのテレビではチューナーを買っても見られないと、あれは廃棄しなければならないと、そういう形になるわけでございます。

あと4年半あると言いますけれども、予算的な措置というのものも、当然先ほど言いましたように、下田市のものをいずれはかえなければならないということを考えますと、1,000万

プラスアルファの予算措置というものも、当然必要になってくるわけでございます。今から検討計画というものを検討する必要があるというふうに考えるわけでございますけれども、見解をお伺いしたいというふうに思います。

最後でございます。ワーキングホリデー事業の導入についてでございます。

国土交通省の観光政策に、ワーキングホリデー事業というのがございます。この制度は農繁期などで人手が足りなくなった農家が、自然と触れ合い、また農業を体験したいと思っている人を募集して、賃金を支払って農作業の手伝いをしてもらいながら、参加した人はその賃金を滞在中の費用に充てるという制度でございます。賃金を支払ってきちんと仕事をしてもらいながら、休暇と交流を楽しんでもらう、このワーキングホリデー制度の導入によって、人口1,500人の小さな過疎の村を全国に知らしめ、交流人口を増加させるとともに、村民に自信と誇りを取り戻させたという成功例、村民の自主的な取り組みによる村の活性化にまで発展、展開させた、宮崎県のある小さな地域の村を、ちょっと紹介させていただきます。

この村は、主な産業は林業で、かつては木炭生産日本一を誇るなどをして栄えた時代がございました。人口も8,000人をピークに、5,000人前後で推移をしていたようでございます。しかしながら、その後の林業の衰退により人口は減少を続け、平成7年には1,543人と、この35年間で72%もの減少となったということでございます。さらに平成6年の推計では、平成22年の将来人口の推計というのは、このままでいくと748人になるというふうに予測をされたということでございます。村の存続というものが危ぶまれるほどの経済活動の停滞や、少子化の過疎の村となったわけでございます。

実際、導入したこの村のワーキングホリデー制度は、基本的には特産であるユズやカキの栽培など、季節的に人手が不足する仕事について、農作業の体験を行わせるというものですけれども、参加に対して受け入れ側の農家が賃金を支払うということが特徴であります。つまり、参加者が費用を支払って農業体験をするというのではなく、あくまでも仕事をしてもらおうという考えです。賃金の額も宮崎県の最低賃金を保障しておりまして、1日7時間の軽作業で、1日4,280円。これは時給にいたしますと61円。それで宿泊や食事は、受け入れ側の農家に負担がかからないように、村の宿泊施設を利用してもらおうということです。この村では参加者受け入れのために、第三セクターで、宿泊のためのコテージを温泉観光施設に隣接して整備したということでございます。そしてこの宿泊費用は1日3,000円で、原則は自炊というようなことでございます。

この村のワーキングホリデー制度は、平成9年度から開始をされております。初年度は試

行期間ということで、受け入れ農家も5件にとどまっていたということでございます。初めは、本当に人が来るのかという不安が大変あったということでございますけれども、ところが、いざふたをあけてみると、全国から大変な反響があつて、たくさんの問い合わせとともに本当に人が来てくれたと。結局、初年度は29名の参加となったということでございます。翌年度から本格的に開始をいたしまして、結局、平成9年度から平成14年度までの延べ参加者数は242名、平均の滞在日数というのは5.9日となっております。利用者は当初、定年を迎えた年齢層を想定していたわけですが、予定に反して若い世代の独身女性が半分以上を占めるという結果になったということでございます。

ワーキングホリデーの成功などで、村への入り込み客は、平成6年の約4万5,000人から、当然このワーキングホリデー事業だけをしているわけではございませんで、いろんな観光施策も打っているわけですが、平成14年には約13万5,000人へと大幅に増加をしたということでございます。また、平成14年に再度行われた人口推計では、2030年には現在の人口よりも1.6倍、およそ2,511人になるという結果になっているということでございます。

林業の低迷、財政赤字など、村をめぐる状況には依然として大変厳しいものがあるということでございますけれども、これらのアイディアにより、村民一人一人が意欲を高揚して、前向きに生活に取り組むようになったという、将来に大変希望がつながるようになったということでございます。

紹介だけで終わってはしょうがないわけですが、下田市、特に稲埜地域などの農業を主体とした地域では、現在の状況というものを見ますと、農業に従事している人は大変少なく、それも高齢化が大変進んでおります。このまま放置をしておりますと、せっかくほ場整備をした農地も本当に荒れ地になってしまうというふうに、私も毎日うちに帰りますと、今はほとんどのところで農業をしているわけですが、そういうことを冷静に考えますと、ここがすべて荒れ地になってしまったら大変なことになるというふうに、毎日見ながらうちの中に入るという、そういうことをしておるわけですが、確かに、今紹介をいたしましたワーキングホリデー事業というのは、現在の下田にそのまま当てはまるということは、当然考えられないわけですが、農業も今の現状では、ここにそのままの形でやっているわけですから、十分いろんなことを考えていかなければならないということは当然わかっているわけですが、しかし将来に向かって何らかの仕掛けというか、そういうものをやっていかなければ、先ほど私が述べたような荒れ地状態

になってしまうということは十分考えられるわけでございます。このようなことについて、今後のことの対応について、市長はどのように考えておられるか。旧まちなみのことだけを考えないで、そういう広い意味で下田市全体を考えていただきたいと。そのような考えをお持ちであるかということをお伺いして、私の主旨質問とさせていただきます。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 最初のご質問でございます妊婦の無料健診の拡大というご質問でございました。

少子高齢化という中で、前の議会の中でも、このくらいの方が誕生して、このくらいの方が亡くなっている、大変大きな数字の差があるというようなご説明をしたことがあるわけにありますけれども、まず、下田の今の出産件数という数字を見ますと、17年度が170それから18年度が141という数字が出ているわけでありまして。

議員がおっしゃる妊婦の無料健診という問題につきましては、市の場合、今、妊娠してから18週というのを境として、前期に1回、後期に1回というのが2回、これは公費負担で行わせていただいております。議員の方からは、これをもうちょっと拡大しろというようなご提案、ご質問でございました。また主旨質問の中にもございましたように、今年に入りましてから、厚生労働省の方から妊婦の健康健診の問題の公費負担、こういう姿が望ましいというあり方が、県の方に通達がありました。これによりまして、議員のご質問の中にありましたように、来年4月からは必要最低というような数字も出されておまして、やはり5回、妊婦健診というのが望ましいというのが出ております。

今、県の方で、これを各市町と取りまとめまして、代表して県の医師会の方に妊婦健診の検査の協定を締結すると、こういう準備を今進めているところでありまして、下田市の方としてもこれを踏まえまして、平成20年から妊婦健診5回を公費負担ということで進めていきたいという考え方を持っておるところであります。

それから、もう一点、5歳児健診の推進でありますけれども、現在、母子保健法で1歳6カ月健診、それから3歳児健診を実施しております。ほかにもいろいろ施策といたしまして、3歳児未満を対象としましては、5カ月の離乳食教室とか1歳児の健康相談、それから2歳、2歳6カ月の児童健康相談というのは、市の方ではやっております。3歳児を超えた幼児につきましては、毎月第1、それから第4月曜日に定期健康相談、それから育児相談というのをやっているところであります。

議員のおっしゃる発達障害という問題が、5歳ぐらいまでによくわかるというような形で



ありますが、私どもとすれば、この発達障害というのは、大体3歳児ぐらいまでに発見される可能性が高いというような認識を持っておりまして、議員がおっしゃっている栃木県とかいろんなところの事例があって、何%かが5歳児健診の中で発見されているよというようなご指摘でございますが、とりあえずは近隣の町との兼ね合いというものがあまして、現在のところでは5歳児健診を実施しているところが、この辺ではないわけです。ということで、今のところ予定には入っていないというのが現状でございます。

この発達障害の問題につきましては、これからも県の方と連携をとりながら、県がどのような考え方を示してくるのか、それから特に、乳幼児健診を受診されない家庭がありますので、これにつきましては、積極的に受診をしていただきたいというような形の勧奨を勤めていきたい、こういうふうに考えております。

もう一点、消石灰の問題が出ました。ライン引き等に使われているものであります。これは、下田の学校が今どういうふうに対応しているか、これは教育委員会の方から答弁をさせていただきたいなというふうに思います。

2つ目の、地上デジタル化への対応ということで、盛んに最近よく取り上げられる問題であります。

各家庭でもテレビの買い換えとか、いろんなことをやったりして、大変関心のある問題であらうかと思えます。議員はさすがに元専門家ということで、いろいろ詳しい質問の中にも、我々が教えていただくようなことがあって、大変参考になったわけではありますが、このデジタル化への問題につきましては、今よその行政体も、多分同じような問題点を抱えているところがありまして、どのように対応するのかということ、当然考えている最中でありまして、2つのやり方があるというふうに思いますけれども、新しい地上デジタルに対応できるテレビを入れかえるというのと、それからチューナーの購入というような問題点があるんでしようけれども、行政の姿勢からすれば、全部取りかえて、またそれが廃棄物になるというような問題とか、いろんな問題も考えているところでありまして、今、総務課の方でこれは検討しております。

また、地域の皆さん方には、近々市民向けの説明会等も予定をされているようでありますから、ぜひこうすることで知識を得て対応していただく。行政の方の対応とすれば、後ほど担当課の方から答弁をさせていただきたいなというふうに思います。

最後のワーキングホリデー事業に取り組みということでございますが、ワーキングホリデーという制度、国交省の、特に観光等いろいろ力を入れている部署でも、このワーキングホ

リーダーを推奨しているわけですが、今、議員の方からは、全国でもこういうのを取り入れて成功している事例が出されました。議員の方から、稲梓地区というような名前が特に上がったわけでありまして、全国の成功例の事例を見た場合に、果たして今の下田の状態がそれに当てはまるかな、大変難しいのかなというふうに思う部分が大変あります。というのは、今の下田市の農業経営の実態ということを考えますと、ほとんどが自家消費、いわゆるこの地域のものを、ある程度賄うというのが主力になっているということで、専業農家が大変少ないという中で、確かに後継者問題等でもってほ場整備のところ荒れているというご指摘があるわけでありまして、すぐこれが下田型として取り入れられるかというのは、なかなか難しい問題だと思います。そういう方々に、来て手伝ってもらって賃金を払う、そしてその賃金で滞在費を賄うというスタイルが、果たしてそれだけの大きな規模を持った農業体験ができるのかなという問題が、まず1点あります。

でも、そういう全国の成功例を見て、もっと下田型の形でワーキングホリデーを取り上げるといっても、ちょっと我々、市内でも何かあるかなということを考えたのですが、農業だけじゃなくて、やっぱりもっと海を使ったワーキングホリデーなんていうのもあるんじゃないですかとかありました。よくワーキングホリデーというと、日本人の方が外国へ行くときワーキングホリデー制度というのを使いますよね。いわゆる観光ビザじゃなくて、長期ビザをとれるワーキングホリデー、これで外国へ行って、働きながら外国の文化を得てくる、こういう制度なんかもあるわけですが、逆にもっといろんな政策的に考えると、下田型、よく観光協会でも外国人の方に、いろいろ下田の文化に触れさせてやるというようなことを取り組みを始めた経過があります。そんなことを考えると、日本を開国した町ということで、外国の方に、何か日本の文化、あるいは下田の文化というものに触れ合いながら、何か月か滞在をしてもらって。ただその反面、ではそういう外国の方が働いて賃金を得る場所があるのかなとか、こういうような問題があります。

ただ、観光のことを考えると、結構そういう道も、また開けてくるのかなということで、これはやはり成功させるには、市の総合的な政策として何か位置づけて事業推進する必要もあるのかなという思いは、今のご提案の中で感じておりますので、また何か農業だけを使ったワーキングホリデーということではなくて、もっと下田らしさを出せるワーキングホリデーというのがないかなというふうに思います。

変な事例ですが、例えば夏、よく東京から若い方が来て働いて、あと、余暇を楽しんでいるというのがありますよね。これはちょっとまずい話になるかもしれませんが、

でも、逆にそれも1つはワーキングホリデーかななんて、この間ちょっと庁内で話をしたときに、東京の渋谷へ行くと、下田で働いて夏楽しみませんかというチラシがいっぱい張ってあるんですよ。それを見て、若い方々が応募して下田に来て、昼間働いて夜楽しむ、こんなあれもありますけれども、何かこれも、考え方によっては何かワーキングホリデーみたいになっているのかなとか、こんなことがちょっと議論の中で、いろいろ話をしたときに出ました。ですから下田型のワーキングホリデーの取り組みというのは、また違った面で切り口があるのかなと。こういうことを考えながら、少し考えさせていただきたいと、このように思います。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） それでは、子供の安全対策ということで、市内の現在の保育園、学校を含めた施設で、どのように消石灰の利用実態があるのかというご指摘、またその利用実態をもとに、単価の高い低いがあって、問題が残ってはいないのかというご指摘だろうと思います。

県では、11月14日付の通知をもちまして、各教育委員会に周知をしております。私ども、すぐに各幼稚園、保育園、それから小中学校に連絡をしたところでございます。現在、学校の方では、残っているものが若干あるということもありまして、全く使っていない、もう既に使っていない学校は、小学校で6校、それから中学校で1校、保育園、幼稚園は全く使っておりません。各学校で、幸いなことに今まで事故報告というのも1件も報告されておりませんし、現場の先生方にもその注意事項を徹底してございます。一日も早くそれがなくなるということで指導しておりますので、間もなくこれを使う状況というのはなくなってくると思います。

単価的な問題ということが、1つご指摘がありましたけれども、私ども、市内の業者の方の方に直接電話して確認しましたところ、炭酸カルシウムの方が安いんですね。炭酸カルシウムが20キログラム当たり640円、それから水酸化カルシウムが同じ20キログラムで、お店によって違ったんですが703円から720円という単価で扱っていると、こういうことを確認しております。間もなく一切なくなるという状況がありますので、現場の方ではその旨、確認しております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 下田市における地上デジタル化への対応についてというご質問で

ございますが、ご質問の趣旨は、2011年7月で現在のアナログ電波がとまって、デジタル放送に移行されると、あと4年半あるとはいいいながらも、下田市においても対応が必要となるということで、下田市の関係施設には、およそ100台を超えるテレビが設置されているようですが、いずれ買いかえなりチューナーを導入するなりということが必要となってくると、予算もかかることであるが、今後の対応はどう考えているのかということだと思えます。

対応への考え方につきましては、先ほど市長がご答弁申し上げたとおりでございますけれども、議員ご発言のとおり、平成23年7月には地上デジタルテレビ放送の完全実施が始まりますけれども、現在、市が管理しております施設に設置されているテレビにつきましては、学校教育等で教育用のモニター用に使われているテレビ52台を除きますと、現在、本庁舎で11台、中学校で15台、小学校で67台など、合計135台ございます。土屋議員お考えのとおり、地上デジタル放送受信対応型ではなくて、すべてデジタル放送未対応型のテレビでございます。したがって2011年問題に対応することにつきましては、議員ご指摘のとおり、早い段階での準備が必要となるわけでございます。今後、テレビ設置箇所の再検討を含めまして、設置の必要性を精査した上で、適切に移行できるように計画してまいりたいというふうに考えております。

また、デジタル化への移行に向けましては、先ほど市長も答弁申し上げましたとおり、現有資産の有効活用や、あるいは廃棄物の減量化等に配慮すると。現在テレビのリサイクル料は1台2,955円でございますが、そういった費用もかかりますし、そのような観点から、現時点から基本的にはチューナー導入が可能であれば、それでの対応が望ましいのではないかとこのように考えておりますけれども、具体的な方針は、今後多角的に検討を加えていく中で決定してまいりたいというふうに考えております。

なお、移行に向けまして、新規購入とするのか、あるいはチューナー導入で進めていくのかにかかわらず、議員ご指摘のとおり、当然のことながら予算を伴うことでございますので、今後、財政担当部局と協議を重ねながら、適切な対応に努めさせていただきたいというふうに思います。いずれにしましても、このデジタル化への対応に遅れが出て、支障が出るような事態になってはまずいわけでございますので、その点十分配慮しながら、準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 8番。

8番（土屋 忍君） 初めの、妊婦の無料健診につきましては、来年の4月から5回を実施

していくと、県の指導に沿って、下田市もやっていくというような話でございますので、ぜひこれを推進していただきたいなというふうに思います。

また、5歳児につきましては、私もさきの質問のときに述べましたように、鳥取県で9.3%が、3歳児以降5歳児健診までの間の、5歳児健診によって発見をされているというような事例もあるわけでございます。そういうことも踏まえて、市長も先ほど言っておられましたけれども、もう一度専門家と十分相談をした中で、今のところやる予定はないというような話でございましたけれども、検討をしていただければなというふうに思います。

それから、先ほどの3点目の消石灰の件ですけれども、学校関係じゃなくて、今ふと思ったのですけれども、敷根のグラウンドというのは、管轄は建設課だったですかね。あちらでも使っておられるのかどうなのか、その辺の対応はどうなのか、もしわかったらちょっとお答えをいただければなと。そのほかについては、私が調べたところでは、水酸化カルシウムより炭酸カルシウムの方が高いもので、なかなか進んでいないよというような話があったんですけれども、安いということになれば、これは当然、次の段階から取りかえというのが当然なことでありますので、聞くところによりますと、小学校6校、中学校1校以外は新しくなっているし、それも残りわずかだということで、これは無事進んでいくなというふうには思いました。

あと、地上デジタルにつきまして、課長の方からも細かい話がありましたけれども、先ほどちょっと話ししなかったんですけれども、もっと金のかかる話をしますと、例えば1軒のうちで4カ所も5カ所もテレビを分配している場合には、地上デジタル対応のブースターというのを付けているところもあるかと思えます。また最終的には、末端に直列ユニットという差し込むところが、皆さんのうちにもあると思うんですけれども、古いとそれも対応していないというものがあるわけです。ほとんどブースターについては対応していないと思うんですよ。ですから、そういうことまでもお金がかかってくるわけなんですよ、見えないところの部分にあるものまで。ですから、そういうものを調べていくと、先ほど言ったようなお金では済まないよと。1軒の家庭ですと、例えばそういう機器類は1万円だとか1万5,000円ぐらいかければいいのかと思うんですけれども、100台をかえる市の施設となると、そう簡単になかなかいかないという、もしかしたら、これに倍までいかなくてもかかってくる可能性も当然あるわけございまして、そういうことも考えながら、そういうものにも金がかかるんだよと、見えないところにも金がかかるんだよということを、十分検討した上でやっていただければいいのかなというふうにも思いますので、その辺もぜひ検討した中で、よろし

くお願いしたいなというふうに思います。

ワーキングホリデーにつきましては、当然、市長もこれが下田に合うというふうにはなかなか難しいというふうに考えているということで、私もそのまま利用できるというふうには思いませんが、稲刈を考えたとしても、先ほど言いましたように、そういう対応をできるような施設もなければ、対応もまるっきりしているわけじゃございません。それぞれの家庭が一生懸命農業を営んでいるという状況であります。

ただ、この先の長い将来、市長はすぐ山から海の方を引っ張りたがるようでございますけれども、当然観光を考えると、農業で観光というのは大変難しいとは思いますが。人を引っ張ってくるというのは難しいと思えますけれども、それじゃそのまま放置していいのかということになりますと、決してそうじゃないと思えますもんで、そういう日の当たらないというところと怒られるわけですが、ところにもしっかりとした目を向けていく、またそれが下田市の観光というものにつながっていけば、なおいいわけなもんですから、ワーキングホリデーということじゃなくして、やはりしっかりとした下田市全体が維持、またはできれば栄えていけるような、そういうことも考えているのかどうかという、そういう考えをお聞きしたかったわけでございます、その点も再度ちょっと考えをお願いしたいなというふうに思います。

その2点だけですけれども、お願いします。課長の方と市長の方と。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） ワーキングホリデーの問題でございますけれども、決して町中とか海だけ考えているんじゃないで、やっぱり市全体のものを常に考えているわけですが、なかなかご提案どおりというふうに、簡単に手をつけられない部分というのが、やっぱりあるんですね。ただ、稲刈においては、やっぱり土屋 明さんみたいに、ああやって地場の米をお酒に変えるというような、ああいう形で、例えば耕作を休んでいるところの田んぼまで借りて、機械化して、地元の方々のボランティアでやっているとか、こういう政策の中にはあるわけですね。ですからやり方によっては、いろんな休耕田とか荒れたところが、市民のアイデアでもってできる部分もあるわけなんです。ですから、市の方にもそういう担当課があるわけですから、当然今取り組んでおります交流居住の問題とか、いろんな形の中で、そういうところを利用していくという考え方はありますので、決して何も考えていないんじゃないで、そういうようないろんなものを取り組ませながら、下田らしい、そして下田の現状にあった政策というのをつくっていくべきだと、こういう考え方でございます。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 敷根公園の消石灰の件なんですけれども、敷根公園につきましては、利用する団体がそれぞれ管理されております。私の方で現時点で確認しておりませんでしたので、大至急確認し、指導をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 8番。

〔「終わります」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって、8番 土屋 忍君の質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前11時 5分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次は、質問順位5番。1、集中改革プランの進捗状況等について。2、行財政運営について。

以上2件について、1番 土屋誠司君。

〔11番 土屋誠司君登壇〕

11番（土屋誠司君） それでは、議長の通告どおり質問いたします。

まず最初に、集中改革プランの進捗状況等について伺います。

下田市行財政経営方針には、人口減少社会の到来、基幹産業の低迷による市内経済活動の停滞などの社会情勢の変化、三位一体改革、分権型社会への移行など、構造改革により、小規模自治体の行財政運営は困窮をきわめている。下田市では、他の自治体が現在取り組み始めているさまざまな改革をいち早く実施し、行財政改革の成果を上げてきたが、以前厳しい財政運営を続けており、この現状を改革の機会ととらえ、市民に信頼され、安心して暮らせるまちづくり実現に行財政改革を進めるとあります。

集中改革プラン 20年度の予定に、老人憩の家の廃止、公民館の統廃合、幼稚園の再編、学校給食調理場の再編、下田市 振興公社の経営健全化、地域協働活動の推進として農林道の管理、里山景観管理、道路・河川管理、河川・海岸の清掃があり、さらに未利用地の財産の売り払い、外ヶ岡交流館使用料の見直し、国保会計への繰出金の縮減廃止、下水道事業の包括的維持管理委託及び監視委託による経費削減などがあります。少子高齢化などなどにより、

政策の問題点、反省点等を先送りしてきた結果が、この急激な集中改革プランとなったと思います。19年度の集中改革計画ではどの程度実施され、その効果額はどのようなものか、市民サービスの低下、市民への負担増について伺います。

次に、具体的な公の施設の統廃合について伺うものです。

子供たちは、次代を担う下田市の宝です。子供を産み育てやすい社会、自然環境をつくることは行政の責務であり、最優先事業と考えております。下田市の幼児に対する行政は、幼稚園6園、7保育所、2保育園と、施設数が多く、費用、施設数では県下の上位であったのですが、中身についてはどうであったかと思えます。

以前から幼児教育について、下田に合った統廃合などの改革案などを提案してきましたが、当局の判断がなく、進展してきませんでした。平成17年3月、幼保一元化に向けての幼稚園、保育園の再編計画書に、幼稚園は少子化の進行により、就園率が34%では適正な規模の児童数による教育が困難になった。下田幼稚園以外は耐震化がなく、老朽化して、子供のためでない統合が進行していますが、保育所については下田保育所、須崎保育所以外の市立保育所は、老朽化、耐震性がない、新築、改築等の整備等が急務としながら、計画すら、いまだなしの状態ではと思えます。

下田市の出生は、10年以上前より200人強に下がり、平成14年からは急激に180人台から150人台へと下がってきております。このような状態で幼保一元化、官が策定したのに実施できなかったのは、当局の幼児教育全般に対する判断が甘かったのではないかと思います。幼稚園、保育園、小中学校のあり方が平成18年度に検討され、幼稚園の再編は20年度実施、保育所の再編は20年度周知、21年度実施となっているが、具体的にどのような計画か、また進捗状況を伺います。

次に、僻地保育所の保育料について伺います。

昨年、保育料の値上げ時の資料から、私の分析では、下田市の保育に対する経費は5億6,200万円であり、保護者の負担金は1億1,300万、下田市の費用は3億7,500万円です。あと残りは国・県であります。公立保育所、私立保育所、地域保育所の差はなく、同じ保育がされております。保護者の負担も、公立・私立の区別がありませんが、施設により、下田市からの市費の使われ方が異なります。わかりやすく在園児1人当たりに関して言いますと、公立保育所に対し、園児1人当たりを下田市からの費用は80万8,000円、民間保育園に対しては、園児1人当たり23万3,000円、地域保育所に対しては、園児1人当たりの下田市費は70万5,000円になっていたと思えます。認可保育所、私立、市立、どちらに入っても、父兄



の負担の保育料は同額ですが、使っている下田市費には 3.4倍の差があります。そこで、現在の園児 1 人当たりの下田市費を、公立保育所、僻地保育所、市立保育所別にお教えください。

幼稚園、保育園の再編成計画書に、下田市立幼保は耐震性がなく、老朽化、新築、改築等の整備が急務であるとしていますが、これらの計画はどのようになっているのか、財源がないと先送りし、これらのところで事故があった場合の行政の責任はどうかについて伺います。

公立保育所、幼稚園には、国・県よりの運営補助 費等の助成が皆無に近いことから、下田市独自の幼保園の創設等により、各地区、区域の子供を、幼保に分けての保育ではなく、統合すべきと思います。僻地保育所の保育料は、給食がないとの理由で、2 歳から 5 歳児を一律の保育料としてきましたが、認可保育所と同じ保育をしてきているので、所得税非課税世帯、高額所得者が同一な保育料ではいかがかと思います。認可保育所のように、年齢、所得に応じた保育料負担とし、給食分を減額するといった改革をすべきと思いますが、いかがでしょうか。また、保育料を一律 9,800円とした算定の根拠の明確な説明と、保育所の給食費の額をうかがいます。

みどり保育士会に公立保育士のみ、なぜ加入しているのか、根拠を明確に説明していただきたいと思います。昭和 46年に市政が施行し、市になったという理由で、沼津、三島、熱海の中に入れていただいたという答弁が、過去にありました。なぜそのときに私立は入れなかったのか、また、賀茂保育士会に加入しない根拠も明確に説明してください。

次に、地域公民館について伺います。

各地域において、地区役員などに地域公民館の統廃合を説明しているようですが、どこをどのように計画しているのかについて、説明をお願いします。

下田市 12公民館のうち、公民館設置基準に適合しているのはどこなのかについても伺います。今日まで基準に満たなくても公民館としてきたところ、今回財政が悪化したとして、急に地域に移譲、廃止とは、いかがとも思います。仮に移譲、または貸与した場合、さまざまなことが危惧されるから聞いております。その中で、そうなった場合には、建物の名義、固定資産税はどのようになるのか、土地は無償貸与か移譲か、そしてまた、その名義はどうなるのか、また公な選挙などのときの利用はどうかについて伺います。

次に、地域協働推進についての 20年度の予定には、農林道の管理、里山景観管理、道路・河川管理、河川・海岸の清掃とありますが、具体的な内容の説明をお願いします。

次、大項目2項目めの行財政運営について伺います。

下田商工会議所 11月 25日発行の下田会議所ニュースに、平成 19年度上半期の下田地域 179社の景況の動きによりますと、直面している経営上の問題点は、売り上げ減に伴う利益の減、原材料価格の上昇、売り上げ減による資金の圧迫とあり、全体として、今後も売上高、業況は不振とあります。これは下田の経済は下降していくと読み取れます。

下田市は各種使用料、手数料の値上げ、市有財産の売り払い、新規事業などによる市内経済活性化策など、増収策が全くなく、歳出だけ削減の行政運営を続けると、市内経済はますます疲弊してきます。集中改革も必要であります、市民経済向上策を立て、収支のバランスの考慮がないと、市民生活への犠牲が急激に増大します。行政として、下田市に財政の負担が少ない仕事をつくる施策をしなければならぬと思います。下田市の負担は少なく、市内各方面へ経済波及、環境整備などにつながる事業をすべきです。

例えば、私が前から言っております山林の整備です。平成 19年度の間伐事業は、平成 18年の2分の1になり、広葉樹の除間伐事業は科目存置のみになりました。これらの事業は、国・県の補助金が大半です。19年度は森林づくり県民税で森の力再生事業で整備できるので減額したとありますが、森の力再生事業に当てはまらないところがほとんどです。現在の山林は、個人の財産というよりは公益機能の方が大であることから、また山の整備が遅れることにより災害のもととなります。山林の整備を、最低でも 18年度並みにすべきですが、いかがでしょうか。

下田市内に、公図等が分筆や地籍の訂正がなされていないところが多々あります。正確な地籍にすることは行政の責務であること、公図混乱地域の早期解消に、95%の国費である地籍調査事業を立ち上げ、市内経済の活性化と、伊豆縦貫道などの早期着工への足がかりとなる公営事業をしてきましたけれども、昨年の答弁の中に、都市再生街区基本調査が 17、18年度で終了し、終了後に国が 100%負担する地籍アドバイザー制度を利用し、地籍調査事業の立ち上げについて検討したいとなっていました、その後どのようになっているのか、伺います。

さらに、この地籍に関連にしまして、1年前から言っておりますけれども、あずさ山の家の看板ですが、地権者が定かでない、明らかに違う所有者により看板設置後の3カ月後に、市職員が同行し承諾書を作成し、さかのぼり許可された、このような事務処理が行われてよいのかという問題です。現在は、所有者は土木事務所、ここに対しての占用許可は取っているのか、このことの解決をどうするのかについて伺います。

次に、一般廃棄物処理業許可の可燃性及び不燃性粗大ごみと、広告チラシの生ごみとの整合性について伺います。

廃掃法第7条6項の規定により、19年8月27日、一般廃棄物処理業許可証には、業種は一般廃棄物の処分、選別、破碎、圧縮、保管です。廃棄物の種類としては、可燃性及び不燃性粗大ごみ、廃家電、洗濯機、エアコンで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定を遵守、下田市廃棄物処理及び清掃に関する条例の規定を遵守となっております。

この業者のチラシ広告には、許可にない生ごみの処分ができるようになっております。業者は収集運搬のみの許可です。これについても9月議会に指摘してきましたけれども、いまだに訂正されておりません。また、許可前後のこのチラシには、生ごみの記載はなかったのですけれども、最近のチラシには、なぜ許可後、生ごみが入ったのか、また最終処分業許可はないこの業者は、中間処分までであります。これらの適正な表示をさせるべきですけれども、どうでしょうか。

また、業者の処理料金は、広告には最近は載っておりませんが、これは条例の範囲内に守られているのかどうかについて伺うものです。

各町からの業者委託処理量と業者処分業処理量についてお聞かせください。業者の処分業として、粗大ごみを下田市に持ち込むには、各町の処分業の許可がなければならぬと思います。事前協議書に、各町の処分業の許可の写しが添付されているかについて伺います。

次に、下田市の粗大ごみの処理委託料、破碎後可燃物搬入量の無料、有料分は、それぞれ何トンかについても伺います。

次に、下田高校開設に伴う通学路の安全対策など、市内国県道に対し、歩道の設置等の安全について、国・県に具体的な場所をどのように要望してきたのかについて伺います。

下田高校開校により、生徒が倍増となり、特に蓮台寺駅から下田高校へは、稲生沢小中学校生徒も同一方向だけではない通行で、歩道も整備がされていなく危険であります。この場所の道路整備については、どこにどのような要望、要請等をしてきたのかについて伺います。

さらに、昨年も質問しましたがけれども、稲梓方面からの通学者とか、最近の歩行者のために、浄水場前の国道のかさ上げ工事が進行していますけれども、当初、歩道設置の設計がないために、設置はできないと土木事務所は言っていると言われますが、稲梓地区と市街地を結ぶ道路はここしかありません。狭隘で、さらに大雨のときには河川水がオーバーするところ。非常に危険であるため、かさ上げの計画があったのに、歩道の設置の計画がないこと、かさ上げの設計時に、松尾バス停より太陽建機までは歩道は完成し、その先は寸断され

ております。浄水場前にはないことは、下田市として、かさ上げ計画に歩道設置の要望などの協議はされていたのかいなかったのかについて伺います。

また、暫定策として、落合のバス停から太陽建機までの道路側溝ふたがありません。約600メートルです。また松尾バス停からお吉が淵までの側溝ふたが、やっぱり100メートル弱なく、またさらに、あそこも歩道がなく狭く危険であります。この場所については、河川側に張り出せば用地はあります。また、ハンディのところの交差点から金谷旅館前までの側溝、約100メートルにもふたがありません。これは当然、要請してあると思いますけれども、これらについての見通し、またはどうなっているのかについて伺います。

最近、車両優先の道路行政から、人間重視となってきたことから、今後の歩道の設置についてを伺います。

箕作の宮渡橋は、通学時には松崎方面よりの近道となるため、狭隘橋のため非常に危険であると、地元区長会からたびたび要望があるところです。そこに以前、河川改修の計画があったときにかかけかえ等があったと聞いていますが、その後そういうのはどうなったのかについて伺います。

また、ここの現状をぜひ、もう60年、老朽化しております。その辺について伺います。

さらに、国道135号の白浜一色から水産試験場手前までは、両側とも歩道がないところがあります。ここはカーブしており、狭く非常に危険であります。このような地点についての要望はどのようになっているのかについて伺い、以上、主旨質問を終わります。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 集中改革プランの進捗状況についてのご質問でございました。

この集中改革プランに沿って、今、下田の行財政改革は、スピードを上げて進めているわけでありまして、いろいろこの中に出てくる個別の改革につきましても、どうしても若干、市民の痛みを伴うものも出てまいります。しかしながら行政の中だけの改革じゃなくて、やはりその辺まで踏み込まないと下田の財政の改革もできない、こういう強い意思で、今取り組んでいるわけでありまして。

このような集中改革プランに伴いまして、改革を進捗していくことによりまして、将来に向けた必要性のある基盤整備とか施設の改修、それから情報化社会に対します投資的経費の計画的な実施を迎えることができるわけでありまして、この集中改革プランが、まさに今、下田の計画実施に向けての大きな改革の位置づけというふうな認識を、私どもは持って、頑張っているわけでありまして。

これにつきまして、やはり少し弊害も出てくるのかもしれませんが、この弊害というのは、要するに集中改革プランが遅れば遅れるほど、将来の整備計画が遅れてしまうと。ですから、議員がおっしゃるように、いろんな施設の統廃合というのもしっかり計画をつくって、昨日もご質問が出ましたように、やはり何年頃にはこういうことをやりたいと、強い意思を持って改革を進めていく必要があるというふうに思います。

特に、今のお話の中にありましたように、子供たちが次代を担う下田の宝である、我々は今ここに生きている中で、やはり子供たちを含んだ若い人たちに大きな借金、こういうものを背負わせたくない、こういう強い意思で改革に取り組んでいるわけであります。その辺は、ぜひ議会の皆さん方、それから市民の皆さんと連携を強化して行政運営をしていきたい、そのような強い意思を持たせていただいております。

そのほか、この改革プランの中で出てまいりましたいろんな施設の統廃合、それから地域の協働というものにつきましては、担当課の方からの答弁の方がよかろうと思いますので、やらせていただきますが、1つ、地域の協働の推進というなお話が出てまいりましたが、特にこの集中改革プランの中でも、道路・河川の地域協働というものをうたわれております。今までは、長い間地域で活用する場合には、道路・河川等につきましては、ボランティアというような形で支えられてきた経過がございます。国道におきましても、先日、議員にもご協力いただきましたけれども、国道41号箕作須原間で、9番目のアダプト・ロードのご同意をいただきまして、やはり地域の皆さん方のご協力によりまして、道路の美化という問題に取り組んで、この地域では一番進んでいる地域ではなかろうか、こんなふうに考えております。今現在、9団体がこのアダプト・ロード契約をして、もっともっと増やして、やはり観光地という問題もありますし、きれいな道路管理、地域の管理、こういうものを進めていきたいというふうに思います。

それから、2級河川につきましても、アダプト・ロードと同じように、リバーフレンドシップというような制度がありまして、これを活用して、現在、地域の方々にご支援をいただいているわけであります。今後このような活動をぜひ長く続けていただくように、ご協力をお願いしたいというふうに考えております。

あと、行財政運営の中でも間伐の関係、いわゆるお金をかけないでやれる制度を、もっともっと利用しようというような形で、何回も何回もご質問いただいております市役所の問題も、今回またご質問がありました。これ等につきましても、担当課から答弁を細かくさせていただきたいというふうに思います。

それから、廃棄物の関係で生ごみの問題が出てきました。これも広告掲載内容の整合性という問題のご質問でありますので、環境対策。

それから最後に、国県道の整備安全策、それから要望活動をどのようにしてきたかというようなご質問でございました。

まず、来年の高校統合によります蓮台寺から下田高校までの交通対策。

これにつきましては、平成 17年度に稲生沢地区でまちづくり会議を開催してまいりました。その中で地域の交通環境の問題が、やはり大きな問題として提起されておりました、18年度に新高校の構想、周辺地域交通環境検討会というのを立ち上げました。これは行政だけじゃなくて、学校、それからPTA、それから地域の方、住民をオブザーバーとして開催をされたわけでありまして、学校周辺の県道、市道の安全確保、限られた時間の中で効果を発揮しやすい、いわゆる通学、それから学校から帰られるときの問題等につきましては、譲り合いゾーンというんですか、これを実施することが計画されておりました、やはり学校の生徒とか地域の方々にご協力をいただきまして実施をしていく。今現在、少しずつ取り組みが始まっているところであります。

県道の整備につきましては、下田土木事務所で改良工事を発注しまして、近々着工の予定でありますし、また市道につきましても、年明けに発注の予定ということで対応させていただいております。国道 414号線の箕作交差点から河内までなんですが、大変問題の道路であります。前にもほかの議員さんからもご質問、提案があったわけでありまして、一部分しか歩道がないという道路状況で、片一方が川で、片一方が山という大変狭いところであります。歩道をつくる余裕がないことは、我々十分認識をしております。土木事務所の方でも、今年度、補正予算を要求したんですが予算化されませんでした。ということで、土木事務所内にある内部の予算を使いまして、今年度、お吉が淵から松尾までの約 700メートルの予備設計を実施したいというふうに言うておりました。その予備設計に基づいて予算を確保しながら事業化をしていきたい、こういう方針を土木の方では出しておるというふうに聞いております。

それから、暫定策でございますけれども、議員提案の、落合のバス停から太陽建機までのところの側溝のふたをする、これは今、下田土木事務所の方でも検討しているというふうに聞いております。それから、ハンディのところから金谷旅館までの側溝のふたの設置につきましては、側溝が民地になっているというような問題点がありまして、その解決の手がかりが、今までできていないというような状況であります。

それから、宮渡橋の河川改修にかけかえるとのことですが、土木の方には稲生沢川の河川改修の計画を聞いてみたんですが、今のところ計画がないというようなご返事がありました。あと白浜の方の135号線の方も問題点がいろいろありまして、これは観光の関係もあるんですけども、尾ヶ崎から下田までの歩道設置ということで要望があるんですが、これは今、具体的には要望活動はしておらない状況であります。

今後、要望する場合、地域としてどのようにするべきかという、ある程度の方向性を示す必要があるかと思います。前に要望したときには、やっぱり民地の提供とかというようなことも、土木の方から、土地があればできますよというような、こういう言い方をされたこともありましたので、この辺は少し考慮していきたいということでございます。

以上でございます。あとは担当課の方から、少し答弁をさせていただきたいと思います。  
議長（増田 清君） 番外。

教育長（高橋正史君） 集中改革プランの進捗状況のうちの具体的な公の施設の統廃合、幼稚園と保育園の再編計画はというご質問です。

これは、きのうの伊藤議員にもお答えしたと思いますけれども、18年8月に再編整備審議会の答申で、稲生沢幼稚園の統合が1年遅れですけれども実施されます。それ以後も園児数の減少からの適正規模や、効率的な運用、施設の耐震化の必要性なども含めて、保育園を含めた幼稚園の再編は避けられないものだというふうを考えております。

財政面も含めて、耐震化の計画とか私立の保育園との住み分けのことを、いろいろな長期プランを教育委員会内部で検討しています。今後さらに進めて推進していくように努力していきたいと思います。早急に耐震化計画や再編計画を考え、進め、実施し、それに向かって努力していくことが行政の責任だと痛感しています。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、私の方からは、集中改革プランを初めといたしまして、土屋誠司議員のご質問の内容で当方として関係する部分では、集中改革プラン並びに地域協働の関係、それから地籍調査等々についての3点についてご質問があったかと思しますので、一括してご説明をさせていただきます。

まず、集中改革プランにつきましては、先ほど市長がご答弁をさせていただいた状況でございますが、私の方からは個別の内容ということで、それぞれの19年度の効果といいますが、そういったデータのなものについてのご質問でございます。

まず、集中改革プランについては議員もご承知のとおり、18年5月に当市の集中改革プラ

ン大項目9項目、並びに個別項目126項目をもって構成した、平成22年までの改革プランを作成して、議会にも報告させていただきまして、ご承認をいただいたところでございます。では、具体的に平成19年度の改革プランはどのようなものであり、またその見込みの効果的なものについてはいかがなものかというご質問でございます。

まず1点目は、定員適正化計画の達成ということで、人件費の削減を目途といたしました適正化計画の推進ということでございます。

一応、平成20年4月1日には、最終目標で269人の達成を予定しているところでございまして、この職員数の定数減、職員数の減等によりまして、約7,800万程度の効果額。それから議員ご承知のとおり、2年までは給与の一部カットということでの前提で進んでおりまして、19年度においては平均7.7%のカットという状況の中では、1億1,000万ほどの効果額。それから清掃手当、諸手当の見直しの中で、清掃手当の廃止ということで243万円の改善額という累計費等々、またその他、19年度から導入されました給与構造改革の関係の影響額で、約1,046万ほどの減少ということ、並びに退職時の特別昇給2号アップの廃止等々も実施されているところでございます。

そのほかに、手数料関係でございますが、ごみ持ち込み手数料等の改正によりまして、持ち込み等々の影響の部分で、2,000万程度の見込みを立てているところでございます。またごみ袋の有料化の750万の増収、それから、施設の統廃合では白浜小の調理場の廃止、統合等によって153万円の経費減、並びに蓮台寺プールの廃止に伴う456万円の管理費の減、その他、指定管理者の導入等々の効果額を見込んでいるところでございます。

18年度の部分につきましては、先般の3月号の広報「しもだ」におきまして、公表をさせていただいたところでございますが、18年度においては、総額で約3億1,291万円の効果額を出したところでございます。

いずれにしましても、改革と市民の痛みというのは表裏一体のものでございますので、その辺は、今後の下田市の財政の健全化に資するという前提の中で、ご理解をいただきたいなというふうに思っておるところでございます。

それから、続きまして地域協働の具体的な内容というご質問でございます。これはただいまご説明申し上げました集中改革プランの中の大項目の中に、地域協働の推進という項目が記載されてございます。集中改革プランをご覧いただければ、その詳細については記載をしてあるところでございますが、それでは地域協働というのはどういうものであるかというところでございます。



地域協働の定義については、まず、地域にはさまざまな機能や能力を持った団体や人材がいるわけでございます。これらの地域を構成するさまざまな組織や人たちの人力を有効に、そしてまた新しく結成することによって、活用がうまくかみ合えば、地域の発展にもつながるだろうという趣旨のもとに、地域協働というものの定義がなされているところであります。

そういう意味合いの中で、本市として具体的に対応できる事業と申しますか、そういったことの中では、いわゆる地域協働の1点目は、公共施設等の補修等についての一定の原材料支給をいたしまして、地域の人たちの参加、協力を得て、労力奉仕の中で補修等をしていただくというようなことも、現に今やっているところでございます。その他、先ほど市長からご答弁をさせていただきましたが、市道の保全の関係等々について、地域のアダプト・ロードというような団体のご協力をいただきながら、いろいろやらせていただくというようなことも、現実に行っているところでございます。その他、今後、河川清掃等も地域の皆さんのボランティアでやっていくことも、現実にあるわけでございますし、その他いろいろな地域のイベントの参加についても、市民の皆様方の自治組織なり、また地域の団体等のご協力を得ながら、市の行政にかかわっていただくというような状況があるわけでございます。

その次に、地籍調査の関係でございます。

確かに、この地籍調査については、前々から土屋誠司議員からご指摘やご提言をいただいているところでございます。結論から申し上げますと、私どももこの事業の必要性、並びにこの事業の効果というものは、十分に有効性があるという認識はしているところでございます。

ただ、現状、議員がおっしゃるとおり、確かに直接事業費のうちの国庫が2分の1の負担、並びに残りの50%のうちの25%が県費、残りの25%のうちの80%が交付税算入ということで、理論的に言えば、市の単費というのが5%程度で済む事業ではないかというお話でございます。一応、ちなみにこういった事業のご紹介等もいただきまして、本市の場合の見積もり等も、業者に依頼をして出させていただいたところの経緯も、前回説明をさせていただいたところでございますが、本市の場合、直接の委託の経費が1億700万円、工期期間としては約7年という、長期にわたる必要性があるというような報告を受けてございます。

経費的にはそういった意味で、わずか5%といえども、こういった部分については当然、測量とか境界の確認等々の業務も委託として入ってくるわけでございますが、一方そういった意味では、それ以外の経費として前回もお話しさせていただきましたけれども、こういった事業というのは非常に個人の財産に直接かかわるものでございますので、現場での調整なり、また協議とか問い合わせ、特に対応しなければならない。そういう状況の中では、当然

専従の職員を市の中に配置をして、専任部署をまず設置しなければならないというような必要性が出てくるわけでございます。そういった直接の人的費的なものについては、いわゆる国庫の負担等に参入されておられませんので、間接的にはそういったところを経費として見込まなければならぬというところもあります。

そういった意味で、先日からも、また、ただいま市長からもお話し申し上げました必要性は十分認めるところでございますけれども、今現在の下田市の財政状況、先ほど集中改革プランの効果についても申し上げました。いわゆる職員の定数を削減することによっての人的費の削減が、当然、効果として上がってくるわけですが、一方では職員数が減っていることについて、それなりに職員も少数精鋭の中で、ぎりぎりの中で、必要最低限の住民サービスの低下を招かない範囲で、できるだけ努力をしているところでございます。

そういう状況が現在の状況でございますので、今後この体制が十分にとられる状況の中で、対応できる状態になれば、できるだけ積極的に対応すべきではないかというような形の考えは、庁内でも論議をされておるところでございます。いずれにしましても、現在のところは申しわけないですが、必要性は十分認識はしておりますけれども、こういう状況の中であるということをご理解をいただきたい、このように思います。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 学校教育課の方で担当します件で、保育所の関係、5点ほどご質問があったのかなというふうに思います。

まず最初に、園児1人当たりの市費が実際にどれくらいかかっているのかというご質問だろうと思います。

私どもの方で、今最新の18年度決算がありますので、この数字をもとにして確認をさせていただきたいと思ったんですが、実際私どもの方でしますときに、1つ大きな不確定なところがありまして、実を言いますと、国からの普通交付税というのが、保育園に幾らという明確な金額がとらえ切れない部分があります。今お答えする金額は、誠司議員さんの言われている算定方法と同じような内容で、18年度分を出させていただきましたので、そこだけご承知おきをいただきたいと思います。

それによりますと、公立の保育園の方では、18年度決算の数字からいきますと、お1人当たり82万7,387円、それから地域の保育所がございまして、こちらが65万6,527円、それから民間の保育所、こちらの方は国庫補助金あるいは県費補助金ということで明確にあり

ますので、それを全部加えたものが歳入ということで、それを大きく引いておりますので、1人当たりの単価が17万9,734円、こういう数字になろうかと思えます。以上が、1人当たりの保育単価といいたまいますか、市費の投入額であります。

それから、2つ目でありますけれども、施設の方は耐震化がなされていない部分が大変多くて、私どもも気をもんでおります。幼稚園が1つ、それから保育園が2つしか耐震化が実施されておられません。あと木造等、大変危険が考えられる施設が多くて、今早急に整備をしなければということではありますが、財政的な部分もありまして、なかなか一朝一夕にいかないというのが現状であります。ただし、平成27年度まで耐震の改修計画を策定し、取り急ぎ未診断、ランク3という大変危険な施設について、早急に対応しなさいということのようですので、それは今、新しい制度、あるいは新しい制定を求められている段階でありますので、その中で順次対応させていただきたい、このように考えております。

それから、3つ目でしょうか、市独自の幼稚園なり保育園なりの構想はないのか、あるいはできないのかというご提言だと思えます。

財政的なことが先になって申しわけないんですが、今、市の方で全く自由なプランが持てる、できるという状況があれば、そういうことも可能かと思えますけれども、今新しい施設等をつくりますときに、民間の部分についての補助金にウエートが極端に移っております。独自に市がやるということになりますと、本当に無手勝流（自己流）ではありませんけれども、補助金なし、支援なしでやるのかということになろうかと思えますので、なかなかその辺については実施が困難ではなからうかと、このように考えておるところであります。

それから、地域保育所の保育料の見直しということでもありますけれども、18年度4月に幼稚園、公認の保育園、それから民間の保育園、全部同じなんですけれども、見直しをさせていただきました。そのときに8,200円から地域保育所は9,800円の保育料負担金に変更させていただきました。これは当然、公共料金等審議会の協議事項ということで審議をいただきまして、それを受けてこの金額にさせていただきました。

その大きな根拠は、材料費等相当額という根拠がありますので、これに基づいて当時の審議を審議会の中で協議をされたものと判断しております。現実的には、18年度の認可保育所の平均の保育料が1万7,000円ほどですね。これに給食費、地域にはありませんので、これを引きますと、大体1万1,000円くらいの数字になるのかなと。9,800円、1万1,000円、ほぼこれで大きな差がないのかな、妥当な金額かなというふうに、私どもの方では考えております。

それから、最後のご質問でありますけれども、保育士会の加入が、賀茂の保育士会の方に  
入るのが妥当ではないかということのようでありまして、以前は賀茂の保育士会に在  
籍したことがあるというふうに聞いております。ただ、市政施行に伴いまして、東部の沼津  
市、三島市さん、それから東海岸の熱海市さん、伊東市さん と、市レベルでの保育情報の交  
換や交流が求められる、必要であるという判断のもとに、こちらの方に参加をしてきたとい  
うことがありまして、現在、現場の先生方に聞きますと、それで大変参考になることを伺う  
ことができる、いい機会だというふうに伺っております。ということで、今後もこの方向で  
いくのかなというふうに思っております。

また、この質問に合わせて、私立の方はということがありましたけれども、私立の方につ  
きましては、独自に加入されていると思いますので、私どもの方から、どこへ行け、ここへ  
来いということはなからうかという ふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

生涯学習課長（鈴木布喜美君） 生涯学習課ですけれども、集中改革プランの中でうたわれ  
ている公民館の統廃合の、現在の進行状況はどうなっているのかとか、設置の基準はどうか、  
移管後の固定資産税や、公の選挙などの公の利用はどうかというようなことなんですけ  
れども、市内公民館 12カ所、先ほどあります、集中改革プランの中では、中央公民館を除い  
てすべて統廃合をというような形になっております。ただ、現在公民館のある各地区の区長  
さんに、公民館として利用している建物を集会所、もしくは公会堂として区に移管したいと  
いう旨を伝えておるところです。各区とも、区長さんだけの意見ではなくて、区民を交えて  
十分話をしていかなければならないという回答を受けております。ただ、市の方では早期に  
計画を進めていきたいし、各地区で早急に検討をお願いしたいということを伝えております。  
ただ、現状ではなかなか地区の事情もいろいろあるということを私、十分感じております。

すみませんけれども、質問の設置基準ですけれども、社会教育に基づき、公民館の設置基  
準があり、地域の実情に即した設置運営して いくという規定の内容になっております。下田  
市では余りにも公民館の数が多いのではないかなというようなことや、すべての公民館に地域  
の学習の拠点としての機能が、十分働いていないのではないかなというふうに感じております。  
移管後についての固定資産税や、その他のもろもろの公的の利用等については、担当課と今  
検討をしております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（滝内久生君） 間伐事業の関係でございますけれども、民有林の除間伐事業の補助金につきましては、事業成立要件がございまして、実施に当たり補助事業に該当するかどうかを、伊豆森林組合を中心として調査をしております。この調査と所有者の意向をもとに、除間伐の推進を行っておりますけれども、面積要件、森林の齢級、それから負担等で補助事業の成立が難しくなってきたというのが現状でございます。

それから、平成 19年度から森林税がございまして、森の力再生事業ということで、それは所有者の負担がございませんので、そちらの方に流れていったというのは、これは本当のところでございます。それで、所有者負担があっても間伐要件が整えば、積極的に事業促進を働きかけるよう森林組合等に要請して、除間伐事業を推進していきたいというふうに考えております。

それから、平成 18年度並みというお話ですけれども、一応ヒアリングの前なんですけれども、平成 20年度におきましては 19年度予算、当初予算ですと 50万弱ということですが、中身はいろいろありますけれども、一応 160万程度の要求をしたいということで、準備は進めております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） あずさ山の家の看板の件でございますけれども、看板につきましては、平成 4年当時の木製の看板がそちらに設置してあったということで、その後、国道拡幅により、一時撤去されて、さらに現在の新しい看板にかわって、あそこに設置されたということで、その新しい看板になったときに、市の方で屋外広告物の手続の指導をしたということです。

その際に、申請者につきましては、平成 4年当時の看板の位置とおおむね変わらない位置であったので、当時の土地所有者の承諾書を添付して申請されたということで、それに基づいて市の方で許可をしたと。その後、議員さんご指摘のように、どうも私も、その看板の位置が旧所有者の土地じゃなくて、土木事務所の土地なのかなと、換地書類を見ると気がしています。その辺、ちょっと定かではありませんので、しっかりと土木事務所に確認しまして、その看板の位置が土木事務所さんの土地であれば、そちらから同意をしていただくようなことで、申請者の方に指導をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 次に、廃棄物処理業許可の可燃性及び不燃性粗大ごみと生ごみとの整合性についてというご質問でございます。

1点目には、許可前後、チラシには生ごみの記載はなかったが、許可後の 広告には生ごみが入っていると、これはどういうことで、適正な表示をさせるべきだというご質問でございますが、この業者の許可、要するに収集運搬という許可の中で、生ごみを収集運搬しているわけでございますが、広告に出ている処分という意味ということをとらえますと、あくまでこれは清掃センターへ持ち込んで処理していることを処分というふうに、広告では掲載しているというふうに思うわけでございます。これはあくまでも業者の営業行為として、以前から生ごみの収集運搬の業をしていたわけございまして、そういうことを営んでいることを市民に周知するという広告という概念の中で、掲示をしているというふうに思います。

この広告というのは、どちらかというと業務の経営として行うものでありまして、お客さんといいますか、市民といいますか、そういう側から見た場合に、している仕事、営業の範囲という部分の中で、この広告は掲載されているというふうに理解しているところでございます。

また、2番目に、業者の処理料金は条例の範囲なのかということでございますが、この表示の部分については、収集運搬という中で、料金を徴収しているお客さんに、市に持ち込んでいる手数料を含んだ中で、その料金を徴収しているわけございまして、その持ち込み手数料以上に収集運搬というサービスが行われて、処理をしているということをとらえれば、そういう中で行われているわけでありまして、処理ということは、要するに持ち込み手数料ということをとらえれば、範囲内で行われているというふうに理解するところでございます。

また、3番目の、各町からの業者委託処理料、また業者の処分業の処理の量ということでございます。

それにつきましては、各町の業者の委託の受け量につきましては、南伊豆が 61トン、また松崎が 80トンでございます。また、その業者の処分量となりますと、南伊豆が 27トン、そして松崎が 54トン、西伊豆が 51トン、河津が 19トン、そして東伊豆が 38トンと報告をもらっています。

それからまた、業者の処分業として粗大ごみを下田市に持ち込むには、各町の処分業の許可がなければならぬ、その事前の協議というものの写しというものがどうなのかというこ

とでございます。

この点につきましては、沢登さんの質疑の中でも答弁させていただきました。基本的には、各町には粗大ごみを処理する施設がないわけございまして、ないもの にこの処分の業というものの許可をする必要もないわけでございます。そういう中で、各町の処分のそれぞれのトン数の量というのは、各町に収集運搬の許可がおりております。この許可を有した中で、下田市に施設がある処分業の許可を得て行われている行為でありまして、こういう行為のことを各町がそれぞれ掌握して承知しているという中で、先ほどご報告した報告の量というものも、それぞれ把握し、また各市でも承知して、また報告をもらっていると、こういう流れの中から、このことが成り立っているわけでございます。

次に、5番目だと思いますが、下田市の粗大ごみ処理委託料、破碎後可燃搬入料の無料分と有料分はということでございます。

この委託につきましては、下田市の分は 88トンでございます。これに見合う可燃の搬入量となりますと、70.6%という中で 62トンとなります。いずれにしてもこの処理というのは、処分業の業の分も含めると 154トンという量になります。また、有料分につきましては、先日沢登議員さんにもご報告した 1.6トンでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） ここで、質問者をお願い申し上げます。

質問の途中でございますが、午後 1 時 10分まで休憩したいと思いますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） それでは、午後 1 時 10分まで休憩いたします。

午後 0 時 6 分休憩

午後 1 時 10 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、1番 土屋誠司君の一般質問を続けます。

1番。

1 1 番（土屋誠司君） まず、廃棄物のところから再質問しますけれども、まず他町のごみを、その自治体の許可なくここへ持ってきて処理できると いうのは、法律のどこに書いてありますか。地区内が原則です。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 法律という部分というよりも、いろいろな指導を受けた中、またほかの事例等の中で、そのような答弁をしているところでございます。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） その指導は、どこのだれがそういう指導をしたんですか。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 県の指導、また助言等を受けた中での判断ということでご説明申し上げております。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） では、県の廃棄物対策課の指導ということですね。そう理解していいですね。

次に、チラシ等の整合性ですけれども、これは先ほどの答弁では、収集運搬と手数料が合算されているから、市の料金に合っていないようなことを言われましたけれども、これは法律の地区町村の料金の範囲を超えてはならないということになっていますよね。ですからこれは、仮にそういう2つのものがあるんであったら、持ち込み手数料は幾ら、運搬、処理は幾らという表示をさせるべきだと思うんですけれども、その辺についてはどうですか。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 今のご質問でございますが、このチラシというのはこちらでつくっているものではなく、業者が実質的にチラシは制作しているものでありますので、こういうお話の部分については、また協議というか話があったとか、そういう中でちょっと詰めたというふうにも思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） ぜひそれを訂正するようにお願いいたします。

次に、先ほどの委託処分と処理業の処分のところを計算してみますと、154トンの量はしであると言いましたけれども、無料の持ち込み量は210トンになっていまして、これは逆に増えているんじゃないんですか。これはどういうことですかね。これは皆さんが今まで疑問に思っていたところが、それをそのまま数字に出したというか、証拠が出てきたようなものですが、これはどうなんですか。

議長（増田 清君） 番外。



環境対策課長（藤井睦郎君） 今、誠司議員さんの足し算は、154トンに62トンを足して216トンという解釈をされたところですか。その今言った……。

〔発言する者あり〕

環境対策課長（藤井睦郎君） 無料で受けた分154トンですよ。

〔発言する者あり〕

環境対策課長（藤井睦郎君） 無料で受けた分は210トンとは申し上げておりませんけれども。その表ですか。私の説明したところでは、全体の無料の数量が154トンですと、こう述べたところでございます。

〔発言する者あり〕

環境対策課長（藤井睦郎君） そうです、そうです、だから……。

〔発言する者あり〕

環境対策課長（藤井睦郎君） 足して219トンなところですよ。

〔発言する者あり〕

環境対策課長（藤井睦郎君） そのことを言っているわけですね。そのところの解釈は、前にもちょっとご説明申し上げたかと思えますけれども、基本的に区域内に排出される廃棄物の処理というのは、市町村の義務として処理しなければならないというこの基本の中から、業者に持ち込まれる廃棄物といえども、市民が排出したごみでございまして、あそこの処理施設は、破碎をするための中間処理をしているところでございます、それによって発生する破碎後の可燃というのは、どこまでいっても市内の区域から出た、市民の排出された廃棄物でございまして、その分については市として処理しなければならないという観点の中から、無料という解釈をしているところでございます。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） 昨日の答弁の中に、有料分がたった1.6トンとなっておりますけれども、これはどういうあれですかね。8月だけしか有料分がなくて、あとは5カ月間なかったということですか。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 1.6トンにつきましては、要するに有料分というのは家電2品目、要するに洗濯機、エアコンの残渣分ということでございまして、この分について報告もされているところですが、4月から9月、報告によりますと洗濯機213台、そしてまたエアコンが145台と、この台数に対しまして、破碎後の可燃として出た量というのが、その1.6

トンというところで受けているところでございます。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） では、これは4カ月をまとめた分ですね。そういう理解でいいですね。

それから、廃家電ですけれども、他町の廃家電は下田市で処理はできないんじゃないですか。家電リサイクル法で下田市の分はいいですよ、許可しているから。他町の分はないわけですよ。どうしてこれができるんですか。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 他町の分といいますと、この処分業の表の中にある他町の分ということですか。この分については洗濯機、エアコンしか出ていませんよね、項目が。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 要するに、この洗濯機、エアコンについては、特定家電一般廃棄物という名目の中で、廃掃法の中の処理ということとされているわけです、この処分業の内容が。一般廃棄物ということですよ。ですから、この他町の洗濯機、エアコンというところも、処理しているというふうに解釈するところでございます。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 処分業の許可の中に、洗濯機、エアコンという欄も、先ほど誠司議員さんの中にもありましたよね。

〔発言する者あり〕

環境対策課長（藤井睦郎君） 処分がね。

〔発言する者あり〕

環境対策課長（藤井睦郎君） だから、処分は下田でできるわけです。他町については先ほどのご説明のとおり、洗濯機、エアコンは特定家電の一般廃棄物という概念の中で、他町の洗濯機、エアコンを収集運搬して、そしてこの処理施設で処理しているという。粗大ごみということとちょっと違いますけれども、そういう概念の中で流れができていくということになるわけでございます。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） では、この洗濯機、エアコンというのは、家電リサイクル法にはな

いということですか。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 家電リサイクル法にないというふうに言うこと自体、家電リサイクル法にはあるわけです。ですから整理しますと、洗濯機、エアコンについては、両方の法律で処理をすることができる という、もとの基本的な考えを持っていただければご理解いただけたと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） 答弁はちょっとかみ合わないからしょうがないです。これはまた検討して調べるしかないと思います。

次に、あずさ山の看板ですけれども、これについて処理していくと言っていますけれども、土木は、ここはもう測量するしかないと言っています。これを、もう既に下田市がやることになっているというんですけれども、市はどうするんですか、これ。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） すみません。質問の趣旨を確認したいんですけれども、下田市が測量するのかということですか。

〔発言する者あり〕

建設課長（井出秀成君） その底地を下田市にということでしょうか。

〔発言する者あり〕

建設課長（井出秀成君） その土地が、恐らく従前の平成4年当時の土地が下田市といいですか、二重登記といいですか、その土地なのか、それとも現在、土木事務所さんが購入された土地なのか、どちらにあるのかよくわからないから、その2つの筆の測量をしっかりと、どちらの土地に今の看板があるのかを下田市が確定して、下田市がその処理をするのかというご質問でしょうか。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） 平成8年に買収したんですけれども、そのわからない土地というのは、土木の買収図面では下田市の土地になっているんですよ。だからおれ、それは土木の間違いだと言ったら、それは看板が出てからいろいろ調べたら、そういうものが出てきたんですけれども、ずっと下田市の土地になっていたけれども、平成8年に買収した時点で土地所

有者の固定資産税が非課税になっているんですよ、その時点で。この土地が確定していないから看板の土地が確定しない。それをずっとこの1年やってきているんですよ。それで土木にこの前、もうこっちは土木のものだと、確定していいんじゃないかと言ったら、土木のものと思われるというところまで来て、その後、処理をきっちりやるには測量するしかない。だから行政が間違っただけをやっていて、これをどうするのかということです。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） その土地につきましては、土木事務所さんの用地を購入しますので、購入当時の測量図をしっかりと確認して、今の看板がどっちにあるのかを、土木事務所さんにしっかりと、土地の境と同時にこちらで確認をして、その確認を得たら申請者に、自分の感覚で今物を言っただけはいけないんでしょうけれども、土木事務所さんの土地であれば、それは土木事務所さんの方に承諾をいただくように、申請者に指導するという形でございます。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） 看板はそれでいいかもしれないですけども、行政がこの間の、自分が指摘してから、その後、明らかに違うもとの地主のところへ承諾書をもらいに行っているんですよ、市の職員が。そんなことを、その場限りのつじつま合わせのようなことをやっているから言っているんですよ。だから、これきちんとやるか、もしくはこれは多額のものを出して市が責任持ってやるか、あと地籍測量みたいなことを全体にやるべきですよ。そのことを言っているんですよ、きちんとしてということ。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 同じ答弁になってしまうのかもしれませんが、再度土木事務所に伺いまして、用地購入時の測量図をもとに、現地でどこなのかということをしっかり確認したいと思います。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） これもすみません、無認可保育所の9,800円の根拠というか、9,800の一律にしたという、それが出てこないんですよ。ただ平均が1万7,000円で、平均の給食費を差し引くとこうなるというだけですけども、その大もとの、一律にしなければならぬというところは、どこにあるんですか。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 先ほどもご説明を申し上げましたとおり、公共料金等審議会

の中でご協議をいただいた結果を受けて……。

〔発言する者あり〕

学校教育課長（金崎洋一君） これは、もちろん市の方で金額的な決定はできるわけですから、市長の方でその金額を決定をさせていただき、その手続としまして審議会の方にご協議を願ったと、こういうことで、実際には教材費等の相当額をもって充てるというような指示があるものですから、これに合わせて 9,800円と当時の審議会の中で協議をいただいたと、こういうことであります。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） 市長がこれを決定できるわけです。ぜひ所得税の非課税世帯と、高額の人との保育料を差をつけるべきだと思うんです。それが公平になる と思います。この9,800円ということで、この前の大賀茂保育所のプレハブリース、ああいう問題が出てくるようなわけですよ。値段が安いからあそこへ行く。あそこに子供たちがオーバーしてくるからと言ったけど、現実、ふたあけたらマイナスでしょう。そういうこともあるんですよ。

ですから、全体を見てこういうことを決めてほしいというか、これは地域保育所だから一律というところはどこにもないんですよ。市長の対応で、ぜひこれはやっていただきたいと思いますがどうですか。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 経過を見ますと、スタート当時は各地区に設置をされていて、その後、市の方へ運営を移管されてきたという経過があるようでございます。

また、今、国の方の制度としましても、平成 16年度から補助制度が廃止されて、今現在は次世代育成支援対策法という法律に基づいて、現在 439万 5,000円ですか、今年度の歳入を計上してございますけれども、その補助金を受けて実施をしておるところであります。

今、バランスが大変おかしいんじゃないかというご指摘です。これは先ほど教育長の方からもご答弁いただきましたけれども、全体の保育所の見直しをする時期、あるいは少子化の対策の一環として、その辺も含めた中で対応していくのが一番現実的な解決策かなというふうに思いますので、少し時間をいただきたいなど、そのように思います。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） ぜひこれは検討して公平にやっていただきたいと思います。

それから、先ほど答弁なかったんですけども、耐震化の老朽化で、それを先送り先送り

にして、これ事故があったときに危ないといって、稲生沢幼稚園も廃止していますよね。これ事故があったときの責任はどうなんですかということと、それから、幼保が1つになって、ただ財政当局との折り合いというか、それだけじゃなくて、教育委員会としては子供の教育はどうするのかという方針をすぐ出してくださいよ。それから、いい悪いとかにいくと思うんです。それがこの10年間、いろんなことが出てきたけれども何も進まないんですよ。だからまず骨を出すというか、骨というか、どうするとか、それをぜひ早急に、この計画にも18年に検討して19年に出すということになっていますから、ぜひ今年度中に、どこをどうするとか、統合がどうか、幼保の問題だと、そういうのをぜひ出していただきたいと思えますけれども、どうですかね。

議長（増田 清君） 番外。

教育長（高橋正史君） きのう伊藤議員からの質問にも答えさせていただきましたけれども、平成9年度から約10年間、何もしていなかったと言われると、ちょっと辛いんですけれども、それなりに答申を出して、それなりに努力したんですけれども、先ほど言った縦割り行政の問題とか財政の問題、それから保護者、地域の問題というような形の中で、早急にできなかったというような形については、私たちの力不足もあるかと思えますけれども、いろいろな形の理由があります。

ただ、昨日も言ったとおりに、やはり耐震化、命にかかわる問題、それから実際の地域の問題というような形を含めて、早急に委員会としても検討して、実施に向けて頑張っていきたいと思えます。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） いや、何もしていないと言ったというか、老朽化と少子化で幼稚園は統合してきましたけれども、そうじゃなくて幼稚園、保育園を一緒にした地域の12園あるのを半分にするとか、その方向をいろいろ言われているけれども、決定はしないでしょ。教育委員会としてどうやっていくかという、それを出してほしいんですよ。出さなかったら進まないでしょう、いろいろなことが。ぜひそれを今年度中に、会報のあの方針どおりにやっていただきたいと思えます。

それから、みどり保育士会の件ですけれども、市になった時点で、ただ市立だけなぜ行ったか、今までの答弁書をただ繰り返し読んでいただけけれども、その大もとを、こんなことを市だからそこだけいくというのでは、やっぱり賀茂地区の学校とかなんかも進んでいかないと思うんです。いろいろな面で、市だからといって逃げているというか、いろいろなことあり

ますよね。ですけれども、この場合は市だからということと、もう一つ、片肺というか私立は一緒になっていないというか、この辺、ぜひこの中ではっきりしてほしいと思うんですけど、どうですか。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 先ほども申し上げましたけれども、一時的に賀茂の保育士会に入った経過も実際にあるようであります。市に移行するときに、どこも同じだと思いますけれども、要するに仲間うちにいいですか、市は市の集まりがどこもありますよね。そういうことで、多分こちらの方へ、市が立ち上がると同時に参加をさせていただいたということではなかろうかと思えます。

それで、現在、各保育士さんたちにお話を聞きますと、やっぱりこの組織の中で議論し、知識をそれぞれ交換し合うことが現実の保育に役立っていると、何も不足はないということを書いておきますし、そちらの賀茂の方へどうしても入りたいという声も、もちろんありません。先ほど言いましたけれども、私立の方につきましても、それは任意ではなかろうかと思えますので、必ずしも同調して、私どもと一緒に動かなければいけないということもないと思えますので、それは選択の範囲の問題じゃないかな と、こんなふうに思います。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） これは、県に聞いても、なぜこうなっているかわかんないと言うんですよね。恐らくこれは組合とかの問題で一緒になったと思うんですよ、自分が推測するにね。ですから、これは全部一緒にやっているんだけれども、県だって、一緒にここと賀茂地区でやりましょうと言っているんですから、ぜひそういう方向で検討してください。

それから、高校の統合に伴う道路のことですけれども、多少進捗しているみたいですがけれども、暫定策として、側溝のふた等をぜひ早期にやるようお願いしたいと思います。

それから、かさ上げの場所の予算を県に予算要求したら切られた。切られたからできないなんて、それこそ市長の太いパイプで、県から安全策のためにとってきてくださいよ。そうでなかったら、あそこはいろんな災害のときいつも水が乗ったり、今後恐らく子供たちが通学すると思うんです。非常に危険ですから、県に切られたからそれで終わりじゃなくて、ぜひ市長、どうですかね。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） 誠司議員の言われている箇所については、いずれも大変 危険な箇所

だということは十分認識をしております、今までも他の議員さんからも、箇所によっては要求、要望がありました。担当課の方としては、県の方へ協議をしているところでございますけれども、先ほど答弁したような状態の中で、前向きな計画のあるところもありますが、幾つかは計画もないというような状況でございます。議員が言われるように、これは県と市の関係でございますから、十分にその意を酌んで、再度、県の方へも要望していきたいというふうに思っております。

議長（増田 清君） 1番。

11番（土屋誠司君） ぜひ、ここばかりじゃなくて、あちらこちらの、今まで下田市は国・県のやっているのは国・県のことだって、いろんな相談とかに乗ったり、いろんな要望をしていないと思うんですよ。周りの市町村は、かなりやっているみたいです。ぜひとも今後、こういう危険箇所等はどんどん県に要望して、実現していただきたいと思います。

これで終わります。

議長（増田 清君） これをもって、1番 土屋誠司君の一般質問を終わります。

次は、質問順位6番。1、目的税の充当配分について。2、414号線歩道と道路側溝の対応について。3、環境と地域対策について。4、来年の市長選について。

以上4件について、13番 土屋勝利君。

〔13番 土屋勝利君登壇〕

13番（土屋勝利君） ただいま議長の通告どおり、順次一般質問をさせていただきます。午後からの一番眠いときということで、皆さんには大変迷惑をかけますが、ひとつ聞いていただいて、当局には簡潔な答弁をお願いしたいと思います。

まず第1に、目的税の配分について。

下田市は、昭和46年頃から一部市街地を除き、都市計画税がすべての土地や宅地に目的税として課税されております。この税の目的は、都市計画施設の整備に関する事業及び市街地開発事業です。その内容は、道路と鉄道や自動車ターミナル、駐車場、公園広場、上下水道、ガス、電気の供給施設や、また汚物処理やごみの焼却場等に充当する目的税であります。

この税が実施されてから、ほとんどの市内の事業計画に充当されてきたのではないかと考えています。他地区にも大いに関係がありますが、河内・蓮台寺地区も都市計画地域に指定されていますが、都市計画施設の整備事業及び市街地開発事業が、現在のこの地域には実施されていないと思います。前年度、市長は、一般質問の中で答弁されておりますが、下水道事業は、とりあえず事業計画の延期をすると説明がありました。現在の下田市の厳しい財政見通



しの中では、事業の実現は大変難しい状況ではないかと思われます。当局におきまして、この地域に、今後どのような都市計画事業が計画されているのか、お聞かせください。

また、目的税であるから、各地域にバランスのとれた配分の実施をしていただきたいと思います。今後、各地域の事業計画がなければ、税率の変更、または地域除外する考えはないのかどうか、お聞かせください。

次に、入湯税の目的税は、市町村において特に要請される税で、環境衛生施設や、鉱泉源の保護管理施設と、消防施設等の整備と、観光の振興に充当する目的税であります。下田市の平成18年度のこの税の配分率は、環境衛生に約20%、観光関係に24%、消防施設に20%であり、その他に、起債償還に36%が投入されていると思われます。下田市が観光地として認められるもので、きれいな海と美しい景観と新鮮な食品と、特に豊富な温泉があって、全国的に知られているのではないかと思います。

現在、下田市は温泉の保護地域と準保護地域に指定されており、温泉保護のためには大変厳しい実情です。特に、昭和5年から実施した稲生沢川の河川改修が実施されてからは、その結果が、温泉の温度の低下として大きな影響が出ております。また、近年になり温泉法が改正されて、新しくレジオネラ菌の対策や、温泉分析の実施や、温泉源の保護の実態調査が実施されて、現在、下田市に安定した温泉の供給がなされております。

市長にお伺いしますが、源泉保護管理施設に対する目的税の配分が実施されていません。当局は、各市町村の実態を調査して、今後の目的税の配分方法を十分に検討し、実施していただきたいと思います。また、温泉の重要性を十分に理解していただきたいと思います。

次に、41号線歩道と道路側溝の対応について、前の土屋議員から質問がありましたので、おおむねのところは理解しております。

前々回、森議員から、高校の合併に伴い質問がされておりますが、落合より河内志戸までの歩道整備の件で当局に伺いますが、その後の県の対応がどのような回答があったのかお聞かせください。この地域の道路には稲生沢川が接しており、大変事業が難しいのではないかと思います。この箇所は今後、自転車通学の学生が多くなるのです。大変危険な地域であり、安全のためにも早急に整備をしていただきたいと思います。また、多くの議員からも当局の方に要望が出ておりますので、ぜひ実現をしていただくようお願いしたいと思います。

次に、私が質問している歩道整備の件ですが、河内地区の松尾よりお吉が淵までの調査をして改善をお願いしてありますが、その後は何の対応策もなく、計画がありません。お聞かせください。

現在のこの地域の歩道計画の予定地として、地主が道路側溝の土地をセットバックまでしてあります。特に、松尾より下田の方向に向かい 200メートルは、道路横の側溝には溝ぶたもなく、本来なら市にお願いして実施する 予定ですが、なかなか市の財政も厳しいのでできないのはわかっております。また、ここが大変狭いため、子供たちが通学するにも危険ですので、当局は早急の実施していただくように、県に強く申し出ていただきたい。

次に、道路側溝について、前の質問で、市内の数カ所で、一時的な大雨が降ると道路の側溝からあふれて、民家や店舗に水が入っており、地域の住民は雨が降るたびに土嚢を家の前に積んで対応しているのが実情です。そのため、店舗を利用することもできず、大変迷惑しております。当局はどのような調査を行ったのか、その結果、どのような原因で地元関係者と話し合いをしてあるのか、また今後の対応はどのようにするのか、お聞かせください。

次に、環境と地域対策について。

先日、総理が所信表明で環境問題を大きく取り上げ、地球環境への取り組みは待たなしで行わなければならないと表明しております。また、市長の下田市の環境対策の基本方針と、今後の実施計画をお聞かせください。

温暖化問題を解決するには、市民に従来の経済成長の大量生産と大量消費をする社会の切りかえをしていただき、物を大切に長く使うことで、排出物を少しでも減らすことが、大切な資源の節約をすることになります。また、住民に対しても負担を軽減することになります。下田市も対応策を早急に立て、ごみの軽減をして、できることから取り組むべきではないでしょうか。

また、10月よりごみ袋の有料化をされ、ごみの焼却炉はどのような実態でしょうか。本来ならば、ごみとなる根本を減らすことが大事です。今後、行政指導で市民に温暖化の重要性を、広報活動やPRを実施して十分に理解を求め、行政と市民が総参加して実施する体制をつくるのが大事ではないでしょうか。現在、下田市でも、マイバッグの利用も一部見受けられますが、まだまだほど遠い実情です。対策課は、市内商店とスーパーマーケットに袋の有料化をお願いし、ごみの軽減化を指導し、市の店舗利用者がマイバッグ全利用を実施することで、地球温暖化に対しては、ほんの小さな仕事ではございますが、実現させて、次の事業につなげていくことができると思います。環境対策課は、現在どのような温暖化対策を実施しているのか、予定があればお聞かせください。

次に、市長選について。

この件につきましては、前の質問者の答弁で市長のお考えはよくわかりましたが、平成 12

年、初めて立候補したときに、下田丸を何とか浮上させることを目標にしてきた市長は、この7年間の行財政改革に取り組み、その結果、下田市の負債を約30億円返済してきた。やっと浮上してきましたが、ここにきて1市3町の合併の問題も方向性が定まらず、このような大きな問題をそのまま積み残すことはできません。そのためにも、市長は前向きに問題に取り組んでいただきたい。

前回、自民党下田支部は推薦をして選挙戦を戦った経緯があります。そのときには私は、自民党の総務会長として市長を推薦した当事者でもあったわけです。今回、市長の態度がはっきりしたら、自民党の総務委員に諮らなければなりません。現在の総務委員長を務めておりますので、市長の心が固まり次第、報告をお願いしたいと思います。

以上で主旨質問を終わります。

議長（増田 清君） 答弁をお願いします。

番外。

市長（石井直樹君） 目的税の充当配分ということに関しまして、都市計画税、それから入湯税、もろもろのご質問がございました。

まず、都市計画税の関係でございますけれども、この都市計画税というのは、都市計画区域内に所在する土地と家屋に対して課税をされているわけでありまして、その用途目的というのは、地方税法で決まっておるわけでございます。まずは都市計画法に基づいて行う都市計画事業、そして土地区画整理法に基づいて行う土地計画事業、こういうものは要する費用に充てると、こういう目的になっているわけでありまして。

当下田市では昭和34年、この税率を0.1%の税率というふうに決めさせていただきました。昭和35年から0.2%の税率で課税を皆様方をお願いをしているところでございます。この課税区域につきましては、市政施行の昭和46年、稲梓地区と大沢地区を除く市内の44.44平方キロメートル、この間を都市計画区域として変更させていただきました。同区域が現在の課税区域と、これが都市計画区域という形になるわけでありまして、こういう中で都市計画税の目的に沿って、今までは平滑中村線道路の改良事業、これはもう既に終了していることもありまして、現在は下水道の整備事業、それから県単街路事業の一部に、この税金を充当させていただいているわけでありまして。また、平滑中村線道路の改良事業、それから敷根公園の整備事業、下水道の整備事業など、これらの事業のために借り入れました地方債の償還金の一部に、今充当させていただいております。

議員の方からは2点のご指摘がありました。目的税であるから、各地域にバランスのとれ

た配分を実施していただきたい。これにつきましては、今申し上げたような配分の仕方をさせていただきます。

それから、もう一点の方の、今後事業計画がなければ、税率の変更とか地域外地域の除外という考え方があるのかというご質問でございますけれども、まだ今後の場合は、下水道整備事業等が、この起債の償還というのが残っておりますし、こういう目的として充てるものが改善された場合、今現在はすぐには改善されませんから、税率を変えるとか区域を除外するという考え方はなくて、逆に今までなかなか投資ができなかった、事業予定のなかった都市計画区域、こういうところに、将来都市計画事業に対応するべく、都市計画事業基金の方へ積み立てていくべきであろうという考え方を持っています。そしてやはり、いろいろな整備が遅れているところにこの税金を投入する、これが一番ベストなのかなと、こんなふうな考え方を今持っているところでございます。

それから、もう一点、入湯税の問題でございますけれども、これにつきましては、今現在昭和22年から、この入湯税を下田市は課税をさせていただいているわけでありまして、入湯客1人に対しまして、宿泊料金あるいは飲食料金、これによって課税額が違うわけでありまして、100円と130円と150円、この3通りの入湯税に区分をさせていただきまして、特別徴収義務者より納税をお願いしておるのが入湯税であります。

この入湯税の目的も、税法の規定によりまして、観光施策を初め環境衛生、それから消防施設整備事業に充てるというような形で、今現在、下田はこのような事業の一部に充当しているわけでありまして、また先ほど申し上げましたように、一部起債の方の返還の方にも若干、踏海編の整備事業あるいは観光施設の整備、消防施設整備事業、こういうものに対しましての起債の、地方債の償還に一部充当させていただいているわけでありまして、議員のご指摘のように、この地域にとりまして源泉保護というのは大変大きな問題であると、これに対してその方々が大変苦労されておるんだよというようなことで、ぜひこの入湯税の一部を、そういう源泉保護の対策費に充ててくれないかというようなご指摘ございました。これにつきましては、各市町の実態を1回調査をさせていただきます。よそがどのような入湯税の使い方をしているかというようなことで、今下田市が取り組んでいるのと大体同じような使い方しているのはわかっているんですが、そういう源泉保護をこういうものに対してもどのような入湯税の使い方しているのか、こういうことの配分方法を少し調査をさせていただきまして、議員がおっしゃるような大変重要な問題でございますので、十分にこれは検討させていただきたい、こんなふうに思います。

2つ目の、414号の歩道と道路側溝、それから市内の大雨で冠水する地域の問題、こういうものに絡めてのご報告でございます。

先ほど1回答弁した内容とちょっと重複しますが、市内の冠水等の答弁もありますので、ここは簡単にあわせて、担当の方からもう一回、今ご指摘のあった部分の答弁をさせていただきたい、こんなふうに考えております。

環境と地域対策という問題でございます。

市の基本方針というようなご質問が出ましたけれども、やはりこれは、まさに2世紀は環境の世紀というふうに言われておることございまして、地球の温暖化というのをよくテレビなんかで見ますと、怖いくらい、よそではそういう現状を映像で見ることができるわけがあります。

例えばこの間、東京都知事が何か視察に行きましたよね、島が水没してしまうというような、ああいう映像とか、それから氷山が崩れだすとか、あるいは世界的に水位が上がってくるということになりますと、この地区だけの問題じゃなくて、本当にもう将来はそういう時代が来ると。こういう海水浴場を持っているようなところも、かなり真剣にやっぱり考えていかなければならない。これは全世界の大きな問題であるというふうな認識を、私もしております。

そういう中では、先ほど言いましたように、国の方でも3R運動とかですか、要するに出すものを出さない、再利用するとか、それからリサイクルをしていくんだとか、いろんな問題、国もしっかり方向性をどんどん施策として出しています。県の方も、ごみ1割削減運動というののPRを、どんどん今展開をしております。地方の市町村というものにつきましては、やはり廃棄物のリサイクルとか、できる範囲内からもどんどん取り組んでいくべきであろうということで、まずごみを少なくすることによって、やはり焼却の二酸化炭素を削減する、これはもう一番基本的な問題の取り組みであろうと思います。

小さなことですがけれども、今私自身もマイばしということで、はしを持ち歩いて、お昼、弁当を食べるときも決して割りばしを使わない、こういうことで今、周りの役所の中でもそれに取り組んでいる。議員さんの中にもいらっしゃるんですけども、そういう小さなところからやっぱりやっぺいこうということで、来年予定されている北方領土のマラソンについても、石狩鍋なんかを提供するんですけども、あれももう割りばしを使わない、なるべく学生さんにもマイばしを持ってきてほしいというような要請をしておりますし、またそれが足りない部分は、洗えるはしをこちらで用意する、それから入れ物を捨てるものじゃなくて、

また洗って再生できるものでやろうよとか、要するにそういう小さなところから、市民とともに取り組んでいく、これが全世界につながっていく大きな力になる、これがいわゆる国も県も市も同じ基本方針ということだと思います。

そういう中で取り組んでいくわけでありませけれども、実際に、では市がどういうふうな実施をしているのかとかという問題、先ほど細かく出ましたごみの有料袋にして、どういうふうな変化をしてきたのかとか、これにつきましては、ちょっと担当課の方から少しご説明を申し上げたいというふうに思います。

先般も、区長会から各家庭に回覧板で回りましたよね。各家庭でこれに取り組んでほしいという回覧板、見ましたか。区長会もそういう取り組みをして、例えば水の出しっ放しだとか、何をしてはいけないとか、やっぱりこういう回覧板が回ったときに、それをぜひとっておいて、どこかへ張りつけて、ふだんから気をつけると。ちょっとしたことなんですけれども、それが大きな力になって環境が守れる、こういうことになろうかと思います。もしあれでしたら役所の方にもあると思いますので、何かのときにはコピーしてお渡ししたいと思いますけれども、ぜひそういうところから取り組んでいく、これが市の方針であるというふうに考えております。

最後に、市長選につきましては、先ほどちょっとエールを送られたのか何か、あれなんですけれども、自分の気持ちとすれば、昨日、藤井議員のご質問に答えたとおりであります。議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 国道 414号と市内の冠水の関係なんですけれども、国道 414号のお吉が淵から松尾の付近にかけましては、議員さんが以前から長い間要望されてきた件で、我々も長い間、県の方に要望してきまして、先ほど土屋誠司議員さんのご質問 に市長が答弁したように、ここへきまして予備設計の段階にやっと入ることができたということで、その間の予備設計の情報をこれから共有しながら、その後はだんだん詰まってくれば、今度は地域の方との調整とかも出てこようかと思います。そういったことがありますので、これからできる限り土木事務所さんの情報をとって、情報を共有して対応していきたいと思います。

それから、もう一点の、市内の冠水の関係なんですけれども、市内の冠水につきましては、どうしても道路側溝下流の排水の不良が原因で冠水を起こしてしまうということで、以前9月議会でも、たくさん指摘を受けております。それらを調査しますと、どうしてもその原因というのは、排水路の勾配がないというような地形的な条件、状況、あるいは排水路が小さいというような構造的な状況等があります。これ以外にも、管理上の問題で土砂が堆積して

いるんじゃないかとか、そういった問題もございます。

そんな中で、議員さんは特に八幡神社前の付近のことを言われているのかなというふうにも思います。そんな中で、以前にその付近の地区の方、四、五名と現地で、ではどうしようというお話をちょっとさせてもらったんですけれども、そのときの意見によりますと、排水路の構造を改良すべきだ、あるいはそれができないのであれば、自分の建物の構造を浸水しないようにちょっと床を上げると、そういった意味なんですけれども、そういう構造の意見は出るんですけれども、どうしても課題が多くて、方向性はなかなか見出せません。

ただそのときに、その場につきましては、たまたま付近に大きな駐車場がありまして、駐車場の排水が不良の部分もあるよというご指摘を受けたものですから、そこにつきましては駐車場の所有者に、駐車場からの排水の過越については十分留意してくれということをお願いをしました。

そのほか、西本郷の伊豆急の駅の横に排水路がありますけれども、その国道横断につきましては、職員が横断の暗渠の中にちょっと入って調査をしたら、自転車が3台、脚立が1台という形でその中に入っていました。それらは職員が撤去をしたということで、それによって少し改善されるのかなという期待はしています。

そんな中で、どうしても構造改良ということになりますと、いろいろ難しい問題がありまして、すぐに対応ということがなかなかできませんので、当面はどうしても維持管理上のことで、浚渫等の部分で対応せざるを得ないのかなというふうには、今の段階では考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 環境と地域対策のご質問でございます。

先ほど基本的な部分につきまして、市長の方から答弁したところでございますが、私の方から実施計画とか、実施中とか、そういう観点から、ちょっとお話しさせていただきたいと思います。

そういう中で、市民の方、また私たちができること、そしてまた市として、していくこと、こういうような観点があるかと思えます。

まず市民と、また私たちという立場でいきますと、先ほど土屋議員さんに申し上げたとおり、マイバッグ運動というお話がちょっとありました。このレジ袋の削減によって減量をとという部分もあるわけございまして、年間、全国で大体 30億枚というレジ袋が出ているよう

でございます、今回、容器包装リサイクル法が改正になりまして、容器包装を使用している事業者に対して、ある一定の数量について減量の義務づけがされました。そういうので大手スーパー、コンビニにおきましては、このレジ袋の削減、また有料化、またあるところでは無償とか、そういう形でその事業者事業者で工夫しながら減量して、マイバッグという方向を促している状況も見られております。また、あと、過剰包装を選ばないとか、詰めかえの商品を選択するとか、生ごみの堆肥化とか、あとマイバッグとか、先ほど市長からあったようにマイはしの運動とか、また環境美化活動に積極的に参加していくと、こういうことを市としての施策としても、また市民に訴えていきたいというふうに思います。

また、市としては、このごみの抑制、減量という部分で環境にという、そういう方向を今しているところでございますが、先ほどお尋ねの部分について、減量、有料化によってどうだということでございます。焼却量で比較しますと、この11月、昨年と比較いたしまして、15%の削減を、有料化にさせていただいたことによって実現しているというのが現状でございます。あと、生ごみの処理機につきましても、今年度から創設させていただきまして、1機1万円でございますが、補助させていただいているところでございます。また、リサイクルの品目も増やさせていただきまして、今年度からは13品目から16品目ということで、蛍光灯、紙パック、またBDFのこういうことにつきましても、今実施しているところでございます。

あとは、市民の方への啓発といたしまして、広報紙にPRとか、また、ごみカレンダーの配布、また、テレビにもごみの意識の啓発を出演して促しているところであります。いずれにしても、今一般廃棄物の基本計画を作成中でございまして、ごみ排出の抑制対策ということも、環境審議会の中で討議していただく中で、進めていきたいというふうに思っています。

また、条例があるわけでございますが、その中でも環境教育、学習の振興と、そして市民の理解を深めるということが、環境の保全と創造に寄与していくというよ うなこともうたわれておりまして、市として、やはり循環型社会の構築と、水を大切に、環境下水道合併処理槽の推進とかいう部分、また協働の輪ということでクリーン作戦、ごみを拾いましょう等を、今実施しているところでございます。また河川・海岸愛護、そして側溝清掃、こういう地域ぐるみの不法投棄の回収とか、こういう一つ一つの市民協働の作業が、地区環境にも凶らずもいい方向へ影響していくような1つの行動だというふうになると思います。

また、環境に対する学習においても、地域におきまして2回ほどでございますけれども、



地球温暖化のストップという立場から、講演もさせていただいているところでございます。

いずれにしましても、市内においては冷暖房の温度の調整とか、クールビズ、また低公害の車の導入、そして昼休みの消灯とか、こういう形で地球環境についても対策をしているところでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 13番。

13番（土屋勝利君） おおむねはわかりますが、まず目的税の配分の点で、特に稲生沢地区の蓮台寺・河内地区は、今までにそういう事業というものは全然見当たらないのが現実であります。そういう中で、もし今後、下水道事業が今言われるように何年延期になるのか、そういう状況であれば、何らかの形で地域の事業を実施していただくことができないかどうか。特に先般市長も申し上げましたが、これ市街地地域の開発という項目が大きく入っているわけですよ。その中で、例えば稲生沢地区であれば、今の水道事業の改良事業、こういうことにもある程度向けられるのではないかなと、私は判断するわけですが、一応本来の都市計画、地域ではないけれども、市街地地域ということで対応をしていただくこと、これが先般、伊藤議員からも質問があったように、こういうことに向けて、ひとつ事業を設置していただくことができないのかどうか、その辺をちょっとお伺いしたいと。

そしてまた、温泉の入湯税については、先ほど十分に調査して実施を考えていくという意向でございますが、特に市長、県の温泉審議会の委員として、稲生沢地区、この下田地区、河内・蓮台寺は、特に温泉保護という問題で厳しい要件になっており、そういう中で、今言われたように温泉の低下という問題が出ていて、なかなか事業そのものがない、取りつけないのが現実です。その中でどうしても調査をしていかなければならない、そういう調査だけでも、1件やれば100万や200万の金はすっ飛びまうという実態です。そんな中で、私どもの地域の温泉が、これは自然現象と言われればやむを得ないですが、特に稲生沢の河川改修をしてから、こういう大きな影響が出ているというのは現実でございます。そういうところを十分に理解していただいて、対応していただきたいなというように思っております。

それと次に、道路側溝の関係で、先ほど市長から説明がありましたように、県当局はできるだけ対応をというようなことでございますが、特に私、本来ならば松尾からお吉が淵のうちの200メートルぐらい、ここは道路に側溝がついているわけですよ。そこが本来ならば、市の事業で側溝に溝ぶたをしていただければ、ある程度通学路としても確保できるんですが、今の市の財政状況では、なかなか実施できるような状況でありませんので、特にその地域の

方々が、もう既に住宅地になっておりますが、一応地主さんも道路側の土地をセットバックまでしてあります。そういう中ですので、市長も先回の答弁の中で、そういう土地が確保できるなら、また事業も早くできるだろうというような説明がちょっとございましたが、そういう中で、そういう地域もありますので、実態をよく調査した中で早急にできるものなら、子供たちの安全のためにもやっていただきたいと思っております。そしてもう一点は、環境等に対するの対策課長からの説明では、いろいろあれもこれもやるというようなことでご説明がございましたが、本来1点から始めて、それが完全にできたら次のステップに進んでもらいたい。あれもこれもやったからというもんじゃないと思うんですよ。

問題は、要するに皆さんの地域の住民全員が総参加できる、そういう体制にしなければ、わずかなものですから、なかなかはっきりとした効果は出てこないけれども、そういうものを実際にやっていただいて、それから次のマイバッグを使ってやったら、今度はむだな包装紙はやめましょうとか、そういうようにきちとした方向を持ってやらないと、今のようになんかあれもやりました、これもやりました、これはとらぬタヌキの皮算用じゃないけれども、やるだけやって、後は知らないよというような形になると思いますので、できることならそういう指導体制をとり、住民の皆さんの理解を得る、こういうことが大事じゃないかなと思っておりますので、今後どういように取り組まれるか、そして本来もう一つ、環境対策課の方にも、もう少し熱の入ったやり方をしていただきたいなというように、ちょっとお願いをしたいと思っております。

以上、そのようなことから、質問をさせていただきます。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 幾つかの要望的なご指摘でございました。答弁は前向きにさせていただいたつもりでございますので、重ねてまた要望ということで、いろんな問題点、目的税の問題、それから環境の問題、道路の問題、出てまいりました。また各課と精査して、なるべくご要望にこたえられるように、最善の努力をさせていただきます、このように思います。

議長（増田 清君） いいですか。

〔「以上で終わります」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって、13番 土屋勝利君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時22分休憩

午後 2時32分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次は、質問順位7番。1、下田高等学校の開校に伴う通学路の整備について。2、富士山静岡空港の開港に対する下田市の対応について。3、財政再建財政の為のジェネリック薬品（後発医薬品）の活用について。

以上3件について、4番 土屋雄二君。

〔4番 土屋雄二君登壇〕

4番（土屋雄二君） 精神科医の土屋雄二です。議長の通告どおり質問いたします。

下田高等学校の開校に伴う通学路の整備について。

来年4月、下田北高等学校と下田南高等学校が統合して、下田高等学校が開校いたします。校章は、広島県在住の堀江豊様が、下田のSと高等学校の高を基本に、伊豆半島に打ち寄せる波濤（生徒）をイメージし、3つの形と全体のフォルムで、校訓の至誠、雄飛、献身をあらわし、未来に向かって夢にチャレンジする姿をあらわすとともに、無限の広がり、輝きをイメージして作成したとのことです。

また、校歌は加山雄三さんが作詞作曲を担当し、新しい校歌ができるとのことで、少し寂しい気持ちもいたしますが、新下田高校の開校に対し、大きな期待を持って祝福し応援していきたいと思っております。

しかし、私の心配することは、南伊豆方面から、また市内朝日地区、白浜地区の生徒が下田駅までバスで来て、下田駅から自転車通学する生徒が多くなると、旧町内、稲生沢地区の自転車通学生と一緒に、駅の駐輪場から自転車は線路沿いに進み、踏切は 渡らず北進し、中村橋（市長宅前）は狭いので渡らず直進し、高馬に入ると道路は狭く、雨の日は水はけが悪くて水がたまり、それを車がはねる、子供たちは横から雨が降ってくる状態でびしょぬれになり、通学の難所です。歩道もあつたりなかつたりの未整備で、ここまで約 2.1キロが市道です。本郷橋を渡ると県道になります。左折すると中の瀬です。東本郷、中方面からの自転車通学生と一緒に、道路は狭く歩道はありません。交通量も多くなり、バスも通り、バスが停留所にとまると追い越すこともできず、大型車同士がすれ違ふと簡単にかわれません。渋滞が年中起こっています。立野橋を左折すると、稲梓と河内方面の自転車通学と電車通学学生と一緒に、向かいからは幼稚園、小学校、中学校に通学する子供たちと通勤の人とで、一時は車も通るアメ横状態になります。歩道はなく、側溝の上と道路を歩くしか方法はありません。

今の時期は日が短く、5時を過ぎるとすぐ暗くなります。部活動などで帰りが遅くなると真っ暗になります。自転車の生徒は明かりがありますが、歩き通学の生徒は、道路照明もところどころで暗く、歩く路面はでこぼこで、特に高馬地区と立野地区は危険です。今でも北高生や稲生沢中学生と稲生沢小学生の通学生が多いので、とても心配です。いずれは道路、歩道の大改修が必要と考えますが、当局の考えをお伺いいたします。

当局は、危険な通学路の状況をどのように認識しているのか、お伺いいたします。

通学時の通行規制はどのように行われているのか、お伺いいたします。

過去に、通学中の事故や住民とのトラブルはなかったのか、お伺いいたします。

私は、少なくとも道路照明の整備をする必要があると思いますが、お伺いいたします。

その他の地域の通学路や、その他の学校の通学路について、どのように整備、管理してきた、どのような認識を持っているのか、お伺いいたします。

次に、富士山静岡空港の開港に対する下田市の対応についてお伺いいたします。

我が静岡県に初めての空港、富士山静岡空港が平成 2年 3月に開港いたします。全体工事費は 1,900億円、空港本体整備費が 490億円で、空港整備費の 50%は国からの補助金とのことです。この空港は昭和 62年 12月に、榛原・島田を空港予定地に決定いたしました。平成 8年 7月、運輸大臣から静岡空港にかかわる飛行場の設置の許可があり、平成 18年 1月、静岡空港の愛称を富士山静岡空港に決定し、同年 2月、空港運営会社、富士山静岡空港株式会社を設立いたしました。滑走路、長さ 2,500メートル、幅 60メートル、着陸帯、長さ 2,620メートル、幅 300メートル、標高の高さ 132メートルで、大型ジェット機の就航も可能とのことです。

富士山静岡空港が開港することで、物流や交流人口の拡大により、静岡県が大きく成長することを、多くの県民の皆様とともに私も望んでおります。平成 17年、静岡県の出国者数が年間約 44万人で、6割が東南アジア地域で、訪問者数は年間約 24万人で、7割がアジア地域からです。台湾約 7万人、中国 4万 2,000人、韓国 3万 1,000人、北米 3万 5,000人、ヨーロッパ 2万 4,000人とのことです。富士山静岡空港からソウルまで約 2時間 10分、北京 3時間、上海空港 2時間 40分、台湾 3時間、グアム 3時間 40分、シンガポール 6時間 50分、ハワイ 8時間で、国内では新千歳まで約 1時間 40分、成田 45分、鹿児島 1時間 30分、那覇 2時間 15分と、多くの都市が短い時間で結ばれ、とても便利になります。欲を言えば、富士山静岡空港は東海道新幹線第 1 高尾山トンネルの上にあるので、トンネル の中に新幹線の駅をつくり、エレベーターで空港まで行けると、日本一便利な空港になると思います。新聞記事によりますと、県知事も積極的に東南アジアを初め、国内外に営業活動を行っているとのことでした。

また、鈴与も小型機のリージョナル機（地方都市間航空機）を新千歳、福岡に、1日3便ずつ就航させる予定とのことで、下田カントリークラブにもヘリポートを建設中です。国土交通省中部運輸局と富士山静岡空港就航促進協議会は、韓国の旅行代理店を対象とした招待旅行を、10月16日から3泊4日の日程で実施し、1日には伊豆シャボテン公園を見学し、伊豆高原からリゾート21に乗り、河津へバスに乗りかえ、天城を越え伊豆市へ、中伊豆ワイナリーを見学して静岡へ向かったとのことで、非常に残念で寂しさを感じました。韓国のエージェントの1人は、韓国で伊豆は東京や大阪など大都市ほど知られていないが、富士山が近く、温泉があり、自然環境もよいので魅力的な観光地で、富士山静岡空港が開港すれば、もっと注目されると思うとの談話がありました。

観光立市の下田市といたしましては、50年に一度のチャンスを逃さず、陸・海・空を利用した広域観光ルートを作成し、海、花、食、温泉と、下田にだけしかない開国の歴史を大きくアピールし、しっかりした戦略をつくる必要があると思いますが、下田市の戦略会議のテーマになったことがあるか、ありましたらどのような議論がなされ、どのような結果に至ったのかお伺いいたします。

話し合ったことがなかったら、どのような考えを持っているのか、お伺いいたします。

コンピューター空港の計画はどのように進んでいるのか、お伺いいたします。

御前崎からの海上ルートはどのように進んでいるのか、お伺いいたします。

下田市として、観光形態が大きく変わる今、大きなチャンスと思いますが、何をどう準備して、どう考えているのか、下田市の方針と対応について、市長のご意見をお伺いいたします。

続きまして、財政再建のためのジェネリック薬品（後発薬品）の活用について。

このテーマは、私が平成16年12月の一般質問で取り上げた問題で、当時は多少時期尚早で、十分な理解が得られなかった感がありますが、一般質問は私たち議員の意思が行政に反映され、市民生活のためになることが重要な要素だと考え、再度質問させていただきます。

日本では、年を追うごとに高齢化が進み、医療費が増大しており、健康保険制度の財政を脅かしています。それを立て直すためにも、むだを省き医療費を抑制する必要があります。その一つの方策として、最近注目を集めているのがジェネリック薬品です。新薬とほぼ同等の効き目を持つのに、多額の開発費がかからないために、価格が3割から7割安い薬です。シェアは日本では20%に及びませんが、先進国の米国や英国、ドイツでは50%前後の利用率とのことです。下田市では、平成16年度、13.23%の国民健康保険税率の引き上げをし、一

般会計から1,500万円の繰り入れを行い、また翌年の平成17年度にも8.1%の健康保険税の値上げを行い、平成18年度の基金残高は1億円とのことですが、平成20年度からは医療制度改革により、後期高齢者制度や特定健診制度が始まり、安心できない状態が続きます。平成18年度の下田市の年間医療費の総額は約25億円で、そのうちの薬代は約3億5,200万円で、約14%です。1割で3,520万円、2割で7,040万円となります。これだけの増収を増やすことは、現在の下田市では非常に難しいことと思いますが、当局の考えをお伺いいたします。

厚生労働省は、今年11月9日、後発薬品の使用促進策として、医師の出す処方せんの様式を、原則として後発薬品に変更できるように見直す方針を固め、中央社会保険医療協議会（中医協）に示しました。薬局が後発薬品を高い割合で調剤すれば、報酬も加算するということです。平成20年度の診察報酬改定に盛り込むとのことです。薬の選定は、医師や薬剤師からの意向に左右されがちな実態があるとされているが、促進策は、患者の選択権にゆだねられるように転換を図る内容との、政府の方針の発表がなされました。また中医協は、11月28日に先発薬品より安い後発薬品の使用促進をと盛り込み、医療費効率化に念を押ししたとのニュースもありました。

茨城県常陸太田市では、1人当たりの年間医療費は、調剤費を含めて県内で最も高く、市の国保会計が膨らみ、平成19年度当初予算で一般会計から約4億2,100万円を繰り出すなど市財政を圧迫する要因となり、そこで医療費と国民健康保険会計の抑制策の一つとして、県内市町村では初めての試みとなりますが、ジェネリック薬品の利用希望カードを作成し、市内1万2,000世帯に配布し、呼びかけたとのことです。新薬と同じ成分、同じ効き目、価格は平均で新薬の約半分となり、個人の薬代の負担を軽減し、財政面では一般会計からの繰り入れの抑制につながると期待していますとのことでした。ぜひ下田市の財政再建のための糧になればと願っております。市長の考えをお伺いいたします。

以上で主旨質問を終了いたします。

議長（増田 清君） 当局の答弁をお願いいたします。

番外。

市長（石井直樹君） 下田高等学校の開校に伴う通学路の整備ということで、関連のご質問が少し出てきていたわけでありましてけれども、まず議員の方からは6つほど細かくご質問に集約されたというふうに思います。私の答えられる範囲内、それから残ったところは、担当課の方から答弁させていただきます。

まず、稲生沢地区で17年度から取り組んでおりますまちづくり会議、その中で地域の交通

課題が大きな問題になりました。

この交通環境問題を受けて、18年度に新構想高等学校の周辺地域の交通環境検討会を立ち上げたというのは、先ほどまた別の方も答弁で申し上げましたが、これはやはり行政だけでなく、学校とかPTA、地域の住民も入っていただいて開催されております。この中で学校周辺以外の市道、土浜高馬線の安全確保ということも問題に出たんですが、限られた時間の中で効果を発揮しやすい、生徒や送迎車、それから通勤者が集中する県道の蓮台寺立野線と、市道立野お吉が淵線、この歩行者優先と環境保全というものを重視した譲り合いゾーンという取り組みを実施するというので、今、方向性が出ておまして、今現在でも学生さんあたりが出て、いろいろご協力をいただいているわけでありまして。

この1つ目の、道路、歩道の大改修が必要と考えるというご質問に対しましては、先ほどの答弁で申し上げましたように、県道の管理者であります下田土木事務所の方をお願いをしております、今、改良工事を発注して、近々着工の予定であるということです。それから、市道につきましても、来年早々発注の予定でございます。それに絡みまして、歩道つきの2車線の道路というようなことは、ちょっとなかなか今の周辺の土地利用とか財政状況で、整備は困難というような判断をさせていただいております。先ほど申し上げました譲り合いゾーン、この方式を検討していきたい、こんなふうに考えております。

それから、危険な通学路の現状をどのように認識しているのかということで、市民が狭い道路であるということ意識して利用していることで、ある程度、今の場合は安全が確認されているところでありますが、さらに地域の方々のご協力、それから通学する生徒さんの意識の問題、それから送り迎えする父兄、こういう方々にしっかりと認識をしていただいてこの問題は解決するしか、今のところはないのかなというふうに思っております。

道路照明の整備をする必要があるというご質問が、特に高馬地区が暗いということで、昨日議会が終わった後、議員からも、市長、見てこいよというご指摘がありまして、わざわざ暗くなってから、夜7時頃見にいってまいりました。どのような暗さか、それからどのように防犯灯、街路灯がついているのかというのを私なりに見てきました。確かに暗いんですね。防犯灯というもんで、高いところについている蛍光灯ということで、光がなかなか下まで届いていないということで、10メートル、20メートル走ったところで車のライトを全部消して、どれだけ暗いかということまで見てきましたが、やはり暗いという印象は持ちました。ただ、数とすれば、先ほど言われました、うちの前の狭い橋がありますね、あそここのところから稲生沢小学校の、こちらから行くと左折するところまでは、19基の街路灯がつ

いておりました。ですから間隔とついでいる量からすれば、決して少なくないということで、十分配慮はされているのではなかろうかと思いますが、ただ現実的には暗いということは否めませんでした。

その中で、道路照明、少し整備する考え方があるのかというふうなことでございますが、これは防犯灯の関係、また後でちょっとご説明申し上げますが、今現実には東京電力からご寄贈いただいて、前は市の方でいろいろ設置をさせていただいた経過があるんですが、平成13年までは東京電力から毎年20本いただいております。これを各区から申請があったところに、緊急度に応じて設置をしていた経過があります。平成15年度から、これが40本の寄贈があるようになりましたが、現実には14年度以降は新規の設置はしておりません。過去に1,700本ほど、こういう街路灯の整備をしております。それがやはり年度ごとに悪くなっている状況がありますので、現在はこれを修繕用に回しているというのが現状であります。

大体、修理というか、新しいのにかえるために防犯灯を使っているということでございますが、現在新しく設置をする場合に、これは区が工事費を出す、それから電気料も区の方で全額負担する場合のみ、新規で設置をする、と、こういうような仕組みになっております。また暗いところに、もしつけるとなると、当然地元の方々との話し合いということも必要になってくるんじゃないでしょうか、こんなふうな認識を持っております。

それから、道路のでこぼこにつきましては、前の議会でも勝利議員の方から、マンホールの部分が大変修理修理で盛り上がっていて、オートバイなんか走ると大変危険ということで、これはすぐに対応させていただきまして、この12月から来年にかけて、とにかく3カ所でありますけれども、危険箇所は道路補修改良するというような形で、今取り組みをさせていただくような形にスタートさせていただきました。

あとの問題、トラブルとかいろいろ問題につきましては、また担当課の方から答弁させていただきます。

静岡空港の問題であります、2年3月開港ということで、もう来年9月頃には大体完成して、それ以降、少し早目に試行運転ができるというような状況を聞いております。これにつきまして、どのようなお客さんの流れというのがあるのかということで、また市の対応ということでございます。戦略会議のテーマになったかということですが、これはありません。戦略会議で、特に静岡空港に対応する観光戦略というものはしておりません。これに対して、市としてどういう準備をしているのか、あるいは市の方針というのがあるのかということにつきまして、また観光課の方でも、いろいろ対応させていただいておりますので、担当課長



の方から答弁させていただきます。

議員がおっしゃった、先般韓国の旅行代理店が来られて、河津でおりて、そのまま中伊豆のワイナリーの方へ回ってしまったということで、下田まで来てもらえなかったのは大変残念だということで、あの視察内容を見ますと、やはり大きな施設というのでしょうかね、シャボテン公園だとか、それから実際にはリゾート 21という電車にも、やっぱり興味があって乗ってみる。ですから、ああいうものが団体等で来るには、やはりそういう先方になような伊豆半島の中の大きな施設というのが、一つの魅力になっているようで、例えば下田の場合、何があったのかなと考えると水族館ですかね、ああいうものぐらいしか魅力がなくて、下田まで足を運ばなかったのかなということが推測できます。でも、そうじゃなくて、もっと個々の小さな魅力を発信できるような形で考えていけばいいのかなというように思います。

それから、静岡空港はやはりできると、将来に向かっての道路問題とか海上航路とか、こういうようなことも当然運動展開をしていかなければならない中で、来年1月 2日には無料で、この下田からもバスが静岡空港に出ますので、まだ見ていない議員の方いらっしゃいましたら、ぜひ現地を見て、それから交通アクセスがどんなふうになっているのか、実際に飛行場から降りて、この伊豆半島に来るのにどういう状況なのかと、実際にこちらからバスに乗って走っていったら、一番一目瞭然、静岡空港のどのような影響がこちらにあるのかということ、あるいはそれを乗り越えるには、どういう問題点があるのかというのは、本当に感じます。私も行って見て、やっぱり遠いなということを感じました。ですから、そういうことを踏まえての戦略展開ということになるんじゃないのかなと。

もう一つ、コンピューター空港の計画のご質問が出ました。

実際に、この静岡空港に絡みまして、この伊豆半島の中では、コンピューター空港の計画というのに一番最初に手を挙げたのは伊豆の国市ですね。それから今、南伊豆町ということで、2つの地域がコンピューター空港ということで、伊豆半島の中にどっかにという思いで手を挙げているわけでありまして、県の方としても、この伊豆半島にもやはりそういうものは1つ欲しいというような思いがありますので、18年度と19年度でいろんな可能性を調査するための予算は計上してあります。これに最終的に合致した場所に、もしかしたらコンピューター空港ができる可能性があるということになるかというふうに思います。

このコンピューター空港、例えば 800メートルから 1,800メートルぐらいの長さの滑走路が、規模によってあればいいわけでありまして。今一番軌道に乗っている天草のコンピューター空港という飛行場なんかでは、1,000メートルぐらいの滑走路ですね。ですから、そういうこと

を考えると、よく言われるのが、1,000メートルぐらいの滑走路で、約50億から60億円がかかるというように言われています。これが当然、何かあったときの防災時の重要な役割を果たす可能性のある空港になりますので、そんなに大きな投資ではないという判断もされるんではなかろうかということで、これを公共がつくるのか民間がつくるのか、何が要るのか、いろんな発想がこれから議論されてくるんじゃないかということで、この50億、60億とよく言われるのは、例えば新幹線の工事を1キロつくるのに70億かかる、東京の地下鉄を1キロつくるのに200億かかるということを考えれば、この1キロの滑走路をつくるためのコムーター空港の50億、60億というのは、そんなに高い投資ではないという考え方もできるんじゃないかということで、これは今後、やはりこの地域にとっての大きな問題点、どこにできようが、やはり伊豆半島全域で盛り上げて、ぜひ誘致をするというような運動展開が出てくる必要があるんじゃないかという認識はさせていただいております。

3つ目の、財政再建のためのジェネリック薬品も再び出てきましたが、3年前、土屋議員から、やはり同じジェネリックを使ったらどうだということのご提案をいただいて、たしか私の方からは、製薬会社が絡んでいるから行政が立ち入るのは、なかなか難しいんじゃないかという答弁をさせていただいたんですが、現実には今のお話ですと、もう茨城の方の市が、このジェネリック薬品を使って、国民健康保険、医療費を削減するような動きが出てきた。だから大分早い提案だったもんですから、我々もちょっと乗れなかったんですが、今現実的にこの問題は、国もやはりこのジェネリックを使おうというような国策にもだんだんできてきたので、検討する余地があるというような認識を、私は今持っております。

担当課長とも話をさせていただいて、何か前向きにこれ、取り組んでいくかというようなお話を、今しているところでありますが、現実には日本のジェネリック薬品というのは、まだ遅いんですね。今、日本のシェアというのは約17%と聞いております、このジェネリック薬品の普及率というのが。ですから、欧米諸国の40%とか50%というところと比べると、まだまだ日本は、薬の問題については少し遅れているのかなというような感がするわけでありませぬけれども、ただ国は先ほど申し上げましたように、このジェネリック薬品をどんどん使って医療費を下げたいこうと、負担を下げたいこうと、国が動き始めて、そういう動きが先ほど議員のご質問の中にあつたご指摘だというふうに思いますが、今現在、このジェネリックを使うということになると、お医者さんから出す処方せんに、ジェネリックを使ってもいいよというようなお医者さんが署名をしないとだめなんでね。そういう処方せんをもらってこない、調剤薬局へ行ってもジェネリックが出ません。でも、これじゃお医者さんがサイン

を面倒くさいからしないという傾向になるものですから、来年から全く正反対になってしま  
うんですね、来年4月から。今度はジェネリックを使ってはだめですよという場合だけ、お  
医者さんがサインをすると、こういう処方せんにかかりますので、かなりこのパーセントが  
大きく上がっていくのではないかなということで、やはり議員がおっしゃるように、この薬  
品の利用率が上がることによって、負担が10%削減されれば、三千何百万、市が出すお金が  
少なくなるんじゃないかと、やはりそういうことも考えながら。ただ、お医者さんによっ  
てはジェネリックは嫌だよというお医者さんもあるわけですから、その辺が行政が勝手にジェ  
ネリックを使えというような姿勢になってもいいのかどうか、これはやはり医師会の方とも  
相談しながら対応していく問題点なのかなというような形で、取り組みをちょっと検討させ  
ていただきたい、このように思います。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 質問の1番目の中で、6つほど細かい質問を出されていると  
思うんです。

そのうちの3番目でございます、通学時の通行規制がどのように実際には行われているん  
だということでありまして、実際の規制ということは特にありません。通学路という  
のは学校、それからPTA、地域で検討して、一番安全で通行に支障のないところを指定し  
て、ここを通学しているということでありまして。

それから、4番目に記載していただいております、過去に通学中の事故が報告されている  
のか、また住民とのトラブルがあったのかということでございますけれども、ここ稲生沢地  
区の部分については、今掌握できる範囲ではありません。ただ、市全体では平成16年に1件、  
朝日小学校の方で通学中の転倒という事故が報告されております。住民とのトラブルとい  
うことですが、これは報告は1件も受けておりません。

それから、その他の地域の通学路や、その他の学校の通学路について、どのように整備、  
管理してきて、どのような認識を持っておられるんですかというご質問でございますけれど  
も、このうち通学路の安全点検につきましては、各学校の教師引率による集団下校を実施を  
しております。通学路の危険箇所や子どもを守る家を、子供とともに確認したり、通学路の  
危険箇所マップを作成したりしております。また交通安全リーダーと父母と語る会を実施を  
し、通学路の危険箇所やその対策を検討して、日常の登下校の材料としております。またP  
T Aの保護者会等で、通学路の安全性について、十分話し合いを続けさせていただいており  
ます。

それから、2つ目に、学級の活動あるいは安全業者等による安全指導ということで、子供たちの登下校の仕方を把握し、1人では帰らない指導を個々に応じて実施をしております。また、交通安全教室を開き、警察の指導を受けております。正しい歩行や横断の仕方、危険の回避の仕方等を身につけるように指導をしております。防犯教室を実施し、不審者に対する対処対策を明確にして、不審者に出会った際の対処の仕方を身につける。これ交通だけの問題じゃありませんけれども、そういうこともあわせて実施をしております。それから、教職員による定期的な登下校の指導をともにしております、その折に通学路の確認を行っているということでもあります。

以上であります。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（藤井恵司君） 富士山静岡空港の関係でございますけれども、細かい質問ではなかったんですが、10月16日からですか、国交省のあっせんで韓国の代理店が来たということで、下田の方まで来られなくて残念だということでございますして、私も残念に思っていますけれども、県の方は非常に下田市をあっせんしてくれておりまして、これは国交省ではなくて、静岡県の方のあっせんですけれども、ちなみに10月29日から1泊2日で、台湾の方のマスメディアが中心ですけれども、あっせんしてくれて下田市で対応しております。それから12月1日から2日、やっぱり1泊2日で韓国のメディアが来まして、これも県のあっせんですけれども、下田に泊まっていたいただいて案内をしております。それから、もう一つ、今日明日ですね、12月7日8日、これも県のあっせんで、中国から1泊で下田にメディアが来ております。こんなことで下田を大分売り込んでおりますので、ご安心願いたいと思います。

下田は、どんなふうはこの考え方を持っているかということですが、やっぱり国際的な歴史を売っていこうということで、今言った1泊2日の関係は大体ご案内をしております。それから歴史に続いて、花も下田の武器というふうに思っております。市長も申しました水族館、ロープウエーというようなところを、大体ご案内して売り込んでいるのが現状でございます。

それで、今後の考え方ですけれども、私たちの方は今、伊豆半島全体でそういう対策をしておりますので、伊豆観光推進協議会という枠の中で動いたり、伊豆東海岸国際観光モデル地区の協議会というのがございまして、そこでも富士山静岡空港の関係を力を入れてやっておりますので、18年度には観光課の職員を1人、台湾に派遣しております。19年度は中国に

1人派遣しております。それで、下田の売込みをしているのが現状でございます。そんなことで50年に一度のチャンスという、そういう時期に当たっておりますので、何とか下田を売り込むということで、一生懸命頑張っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 4番。

4番（土屋雄二君） それでは、最初の方から再質問させていただきます。

譲り合いゾーンの取り組みということでしたけれども、具体的に、その譲り合いゾーンというのはどういうものか、ちょっと説明していただけますか。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 譲り合いゾーンでございますけれども、下田高校から稲生沢小学校までの県道の間、それから稲生沢小学校から清水屋さんですかね、ハンディの近くといたしますか、金谷旅館さんのちょっと先のT字路の交差点までを、譲り合いゾーンとして位置づけています。

具体的には、両道路とも幅員が6メートル前後になっております。そこを通行する車、人、通学者、地区の方、それぞれが譲り合って利用するというので、同じ幅員の中で4メートルほど中央を車道部分とさせていただいて、残り2メートル、場所によって違うんですけども、線区によってもいろいろ変わってきますけれども、残りの部分を歩行者用ということで、下田高校さんから稲生沢小学校までにつきましては、こちらから行きますと右側、稲生沢小学校側に歩道部分を少し広くとりまして、反対側は狭くするというので、稲生沢小学校側につきましては、側溝を今、歩道として利用しています。段差がありますので、その段差をなくして道路とフラットにして、4メートル以外のところにれんが色で、地域の方々通ると固まっておるようですけれども、れんが色でカラー舗装をさせていただくと。なおかつ下田高校さんのところに歩道、それから稲生沢小学校さんのところに歩道ができますので、そこにイメージランプといたしまして、ちょっとそこが視覚的に盛り上がっているように見えるのでスピードを落とすような、視覚的な工夫をしまして、そういったような表示をします。

同じように市道側、稲生沢小学校から清水屋さんのところまでにかけても、同じように基本的には車道部分を4メートルに縮めさせていただいて、残りを歩道として広く使うよと。市道側は稲生沢中学校の方を少し広めにとりますよと、反対側は狭目にとりますよと。やはり中学校の付近でも、市道の側溝の部分を歩道として使っていますので、そこにもやはり段差があります。そこも段差をなくしてフラットにして、同じような形に県道側、市道側

もさせていただくと。

県道側につきましては、先ほど来から説明ありますように、本年度に着手しまして、一気に下田高校から稲生沢小学校まで整備をする んですけれども、市道側につきましては、申しわけないんですけれども、ちょっと財政的な事情がありますので、単年度でできないものですから、どうしても2年度になるのかなという予定で、そこを今回、譲り合いゾーンと位置づけて、まずそこから2：3で安全を確保していこうと。それから、ほかにも関連した実施ルールとか、いろいろあるんですけれども、総合的なことでやっていこうと、それを周りに波及させていこうということで、そこを譲り合いゾーンとして位置づけているところでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 4番。

4番（土屋雄二君） 道路をカラー舗装してということで、電気をつける話などは一切なかったようなんですけれども、私が言いたいのは、要するに本当なら歩道付きの二車線道路ができれば立派なことなんですけれども、今の財政状況を見て、私もとてもそんなことは言えない状況です。だから少なくとも、夜間照明だけでも何とかしていただきたいということなんですけれども、さっき東電の方から40基ほどいただいておりますけれども、修理に充てているからやる分はないよということなんですけれども、私の推測ですと、10基ぐらいあればクリアできるんじゃないかと思えますから、ひとつ市長、ここはちょっと財政的にわずかな金ですから、市道の部分だけでもいかがですか。市長、答弁お願いします。市が負担して。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） 先ほど答弁申し上げましたように、かなりついていることはついているんですよ。ただ、ついている場所がちょっと高いということで、光が届かないということと、あの辺の道路事情というか、夜間の例えば住宅との離れている場所とか、電気がなかなか見えないということで、確かに暗いという認識は持っております。私が通った時間が7時過ぎで遅かったから、ほとんど学生さんにお会いすることはなかったんですけれども、先ほど市長のそばは狭いから通らないよって、結構通るんですよ、うちの前も。ただ橋が確かに狭いということで、ですから帰ってくるのに、うちの前の方を中村を通ってきたりと向こうと、分かれているんだと思いますけれども、その辺はどのくらいの生徒さんが実際通っていてという問題点とか、その緊急度ですね、担当課の方から各区から上がっている要望を押さえてまでも、それを回すほど緊急度があるのか、こういうことをちょっと精査しないと、

幾ら議員の頼みでも、ここでわかりましたというわけにはいかないものですから。ただ、そういう要望があったことにはなるべくこたえられるように、我々はちゃんと調査をして精査しますので、その辺での答弁という形にさせていただきたいと思います。

議長（増田 清君） 4番。

4番（土屋雄二君） 十分精査して、よろしく願いいたします。

それから、先ほどドライバーが安全じゃないことを認識して走っているからというようなことですが、4月からは人数も2倍以上、3倍以上にもなるかもしれませんから、認識していない人もおります。事故が起こってでは遅過ぎますので、十分把握して対応していただきたいと思います。それで、親たちの話によると、通学路が悪いから子供を乗せて通うんだという、悪条件が悪条件を呼んでいるような状況もあります。

それで、教育委員会に聞きたいんですけども、仏源寺というお寺さんがある方に、今、中村、稲生沢、立野、あの辺の人通りがないところを通らせてきますけれども、道路を通るのも安全じゃないんですけども、山の方の安全性というものをお伺いしたいと思います。

それから、どうも腑に落ちないことが1つあるから。

先ほど先輩議員が聞きましたので、他地区の問題、お吉が淵の問題とか稲生沢の宮渡橋の問題、ガード下の問題等、冠水地域などは省略させていただきますが、同じ国道 135号線と 414号線ですか、人の通らない尾ヶ崎に歩道があって、交通量の多いところに、なぜ歩道ができないんだと。用地の関係があるんだと思いますけれども、こういう歩道をつくったりするときには、国・県からの仕事でも、下田市に話があるんじゃないかと思うんですけども、その辺をちょっと教えてください。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 国道 135号と 414号の関係なんですけれども、135号につきまして、今、尾ヶ崎のお話が出ましたけれども、僕の把握している範囲では平成7年頃ですかね、尾ヶ崎ウイングとか、いろいろ下田市の観光施策に合わせて道路の整備、特に歩道の整備を平成7年、平成13年等、何回か要望されています。恐らく当初の平成7年頃に観光施策に合わせて要望したときに、県さんの方の道路施策とか、その他もろもろと総合的にうまく合致した部分があったんだと思うんです。ある程度のときに国道の歩道計画が計画として、しっかり固められたと理解しています。ですので、それに合わせて尾ヶ崎に限らず下田から、恐らく白浜の間も、今盛んに工事していますけれども、そういうふうに県の計画にしっかり乗ったので、非常に比較的スムーズに動いている部分があるのかと。

片や414号については、そういったしっかりした全体計画が、県の方で全体的に固まっていない。部分的な部分はあるんだけど、固まっていない。特に河内から落合にかけて、それ以外の箕作地区につきましては、別の事業の中で全体計画がしっかり固まっていたので、その他の要因もあるんでしょうけれども、どんどんいろんな部分の改良がされてきた、その違いがあると認識しています。今、先ほど来から盛んに、そうでなくて箕作から河内までも大事なんだということで頑張っておりますので、申しわけありません、そういった事情ということでご理解を願いたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（金崎洋一君） 仏源寺から稲生沢公民館の裏の、山沿いの通路のことだと思えますけれども、先般たまたまあそこを通りまして、夜確認をしております。以前、市内の篤志家の方から、あそこへ7基ほどナトリウム灯の寄贈をいただいております、たまたまそのうちの1基が調子悪かったものですから、見てまいりました。すぐ手配をさせていただきます。仏源寺さんの方から橋を渡って入りまして、1回山の方へ右へ折れますよね。あの先がちょっと街灯の間隔が広くて、ちょっと暗いかなということで感じるところが1カ所あったのは事実ですけれども、たまたま通行しているイヌを連れた奥様にお話を伺いますと、そんなに心配するほどのことでもないですよというお話を、その場でいただいております。もう一基、ちょっと所在の不明な街灯がありましたのものですから、地主を確認して、それらの方も対応するようにしております。

以上です。

議長（増田 清君） 4番。

4番（土屋雄二君） 仏源寺さんのところはとても寂しいところで、以前1回崩れたことがありますよね、山の方がね。十分注意してやってください。

それでは、いろいろな道路問題等、通学路問題はいろいろ難しい問題があると思えますけれども、必要なところには十分、国・県に働きかけてやっていただきたいと要望いたします。

富士山静岡空港については、コミューター空港ができるといいなと、市長の話を聞いていてつくづく思いました。

それから、静岡県というのは中国の浙江省と姉妹都市ですが、今年6月12日に、山東省の霊山の泰山というところと富士山が姉妹山になったというようなニュースもありますので、観光課長。それから、新聞によりますと、東伊豆町では中国人誘客へ布石を着々と打っており。実際に中国の旅行会社と関係づくりも始めたということが、観光協会の事務局長の談



話として新聞に載っておりました。また、二、三日前ですか、伊豆新聞の方にも、下田に新たな歴史が刻まれたことは喜ばしいということで、坂本竜馬の脱藩の許しの会談が、山内容堂と勝海舟の会談が宝福寺で行われたという、とても新しい歴史も生まれてきております。当然、昔の人は海を渡って往来したものと思われるので、下田にも、ほかに西郷隆盛等の歴史もあるんじゃないかと思われまますので、観光立市下田を誇れるような宣伝を、観光課長、よろしくお願いいたします。

それから、この件で東伊豆町の町長が、財政面で合併がだめになったときに、合併の必要は認識しているが、このまま町単独というのは厳しいと、とりわけ下田の財政状況もネックだったことを示唆したというニュースを聞いて、私、北高時代、町長と同級生なんですけれども、とても悔しい思いがして、ジェネリックで財政再建をして、市長、ぜひ見返してやってください。

以上で質問を終わります。

議長（増田 清君） これをもって、4番 土屋雄二君の質問を終わります。

議長（増田 清君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

8日、9日は休会とし、10日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願いを申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 3時30分散会